

**お断わり**：本稿は、中央学院大学『商経論叢』第21巻第1・2合併号、2007年3月に掲載された論文を、PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、同上雑誌〔の頁〕に依拠することを願います。

## 戦前型会社企業官僚論

－雇用経営者：財界理論派闘士 前田 一の活躍－（その5）

The Prewar-Type Corporate Bureaucrat as a Employed Manager :  
MAEDA Hajime & His Activities in Japanese Business World [continued 4]

裴 富吉

- I はじめに－日本資本主義企業経営史－
- II 雇用経営者の登場
- III 戦前型経営思想の展開
- IV 戦前から戦後への展開
- V 批判的考察－雇用経営者の身分と機能－
- VI 経営思想をになった者としての前田 一
  - 1) 歴史の事実と経営の思想
  - 2) 被用者としての前田 一 【「前稿（その4）」まで】
  - 3) 非人道的行為の実行者 【ここから「本稿（その5）」】
  - 4) 歴史的な含意
  - 5) 思想史的な視座
  - 6) 公害 - 環境問題と共通する戦責問題
- VII 雇用経営者の思想的・歴史的な問題基盤
  - 1) 戦時史のなかの前田 一
  - 2) 戦後史のなかの前田 一
  - 3) 簡単なまとめ－未来の問題－【ここまで「本稿」】
- VIII 経営労務思想と戦争責任問題
- IX 問題の本質－本書の総括－

## VI 経営思想をになった者としての前田 一

### 1) 2) 【承 前】

#### 3) 非人道的行為の実行者

軍人・軍属だった朝鮮人〔40万人〕などについては最近研究がすすみ、姜 徳相『朝鮮人学徒出陣』（岩波書店、1997年）や樋口雄一『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』（総和社、2001年）、金 英達『朝鮮人強制連行の研究』（明石書店、2003年）、山田昭次・古庄 正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』（岩波書店、2005年）などが公刊されている。

日中戦争以後、国家全体を本格的に戦争体制化せざるをえなかった日本帝国は、太平洋〔大東亜〕戦争の時期になると、民間企業の労働力として朝鮮人や中国人を日本国内へ調達・移送するだけでなく、日本軍の兵士としても直接利用する段階まですすむことになった。樋口『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』は、「朝鮮人兵士の送出過程と実態をはじめて明らかにした」ものである。

20世紀において戦争をおこなった国家は、全面的な総力戦に直面し、国家全体の底力を試された。第1次世界大戦を経て第2次世界大戦時、欧米先進諸国をはじめ日本などの帝国は、支配下に収めていた国々・地域の人々〔人的資源〕を自国の戦争要員に狩りだした。日本帝国のばあい当初、朝鮮人を兵士に仕立てることに非常な恐れを抱いていたから、ぎりぎりの段階に突きすすむまでは朝鮮人を徴兵するわけにいかなかった。それにくらべ、朝鮮半島より朝鮮人を徴用して強制連行し、労働力の払底した日本国内の労働現場に配置することは、能率面における高度な期待度をひとまず棚上げできれば、「背に腹を替えられぬ」必然の方向であった。

前田 一という「企業人：雇用経営者」<sup>エムプロイド・マネジャー</sup>は、第2次世界大戦中、自身の言にも発せられていたように「戦犯指定」されても全然おかしくない、ある種の「戦争犯罪への関与・実行者」であった。前田は、その点を反省する言辞をわずかに吐いてはいるものの、基本的には真摯な態度で後悔していたようにはみえない。もっとも、前田にはそのように真剣に、悔悟すべき切迫した必要性がなかったからである。

敗戦後に前田のみせた態度は、「一億総懺悔論」がとなえられた敗戦後の日本社会の雰囲気・風潮に照らして考えれば、それほど非難されるべきものではない。当時は、誰しもその程度にしか戦時中の出来事や自分の関連をうけとめなかったからである。日本の敗戦後、「勝者の裁き」となった東京裁判〔極東国際軍事裁判〕は、自国の戦争被害の側面〔引揚げの悲惨・空襲や原爆の被害〕を声高に叫ぶ「日本人がわの立場」を、一定限度、正当化する意味合いをもたせる役割をはたした。

ところで、2002年7月1日「国際刑事裁判所（ICC）」の設立条約が発効した。このICCが裁くのは、国家間紛争や国内紛争などで重大な非人道的行為を犯した個人である。紛争下ではなくても、独裁者による迫害なども対象になる。具体的には、a)特定の民族や宗教集団などの壊滅をねらった集団殺害（ジェノサイド）、b)一般住民の虐殺やレイプなどの「人道に対する罪」、c)捕虜の取扱などを定めた戦争法規違反（戦争犯罪）、などで

ある<sup>1)</sup>。

太平洋戦争中、北炭の経営幹部として前田が実際に記録した行状、いかえれば、日中間において繰りひろげられた「軍事行政的な政治経済現象」の一事例である「彼の存在模様：人間の生きざま」は、いかに評価され位置づけられるべきものなのか。前田が「国家間紛争で重大な非人道的行為を犯した個人」に相当する人物だと判断して、けっして失当にはならないだろう。

すでに引照した点だが朴 慶植は、朝鮮における日本帝国主義の植民地支配、朝鮮人労働者に対する虐待・虐殺の具体的事実の究明がないため、その「侵略的本質の牙」をむき出しにする思想温存の基盤があると述べ、前田 一のような人物たちの思想と行動をきびしく糾弾していた<sup>2)</sup>。

企業関係者だけでなく、日本政府関係当局も、同列でありつづけてきた。いまなお、「日本政府も、日本企業も、戦争が残したさまざまな問題に真摯に対面せずして、いかなる次の50年を展望できるのだろうか」<sup>3)</sup>と、問われつづけるゆえんである。

すでに引照した著作、朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録－北海道・千島・樺太篇－』（現代史出版会発行〔徳間書店発売〕、1974年）は、前田 一が大学を卒業したのち職をえた北海道炭礦汽船会社に関して、こういう指摘をしている。

a) 北海道炭礦汽船株式会社の前身は北海道炭礦鉄道株式会社であり、そのまた前身は、囚人労働によって開発された官営の幌内炭山と跡佐登硫黄山（アトサトヌプリ）であった。

b) 三井・三菱・住友などの財閥は、1930年代には朝鮮に侵入して各種の企業をつくり、朝鮮人の強制労働によってそれを経営していた。朝鮮人強制連行・強制労働を考えるばあいには、このような独占資本が日本と朝鮮を股にかけて朝鮮人強制労働の上にその富を築いていった構造をみのがしてはならないが、北海道の炭鉱はそのような構造の典型をしめしていたのである。

c) 前出（「本稿（その3）」）の表16「全国地方別炭鉱労働者数」は、日本敗戦の年に北海道の諸炭鉱に使役されていた朝鮮人労働者数を37,171人と記載していたが、前段の朝鮮人強制連行真相調査団は、統計上に把握・表現されていない人数を算入すると、4万数千人になるのではないかと指摘する<sup>4)</sup>。

d) 前田は、1942〔昭和17〕年2月～1944〔昭和19〕年8月「官幹旋」によって、朝鮮人労働者を北海道へ輸送するさい、北海道炭礦汽船会社が船舶を所有していることにふれつつ、こう記述していた。

船舶による海上輸送は今次募集の開始に当り内鮮当局の寧ろ希望した所であって、一時に3百乃至5百名の大量を輸送することを得、途中事故者（脱走）の出走を防ぎ内地

---

1) <http://www.asahi.com/edu/ichi/ichi020626a.html/> 2003年1月8日検索。

2) 朴 慶植『在日朝鮮人・強制連行・民族問題』三一書房、1992年、237頁。

3) 劉 智渠述、劉 永鑫・陳 萼芳記『花岡事件－日本に俘虜となった中国人の手記－』岩波書店、1995年、194頁。

4) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録－北海道・千島・樺太篇－』現代史出版会発行〔徳間書店発売〕、1974年、a)105頁、b)138頁、c)141頁。

治安上の懸念を除去する為に特に北海道方面に対して懲罰されたものである。然し船舶の借上は時局柄種々の支障があり、仮令ば北海道炭礦汽船会社の如く船舶を有する会社ですら石炭の輸送上配船は仲々困難を告げ、又一般に海運会社よりの備船も容易でなかった様である。然し何分北海道は特に募集期間が同年12月迄と限定され空気の到来が憂慮されたので、前記炭礦汽船会社の自己船舶を初め、崎谷汽船及北日本汽船両社よりの共同備船により北海道内の石炭及金属山は有困難を克服して海上輸送を敢行した次第である<sup>5)</sup>。

この記述では、事故者＝脱走（出走）の防止に言及がある。輸送船舶の調達が容易でなかったところから、陸路輸送もおこなわれ、そのばあいは逃亡防止に最重点がおかれた。厳重な監視体制がとられたのはもちろん、着衣も統一したものに替えさせるなど、被連行者は、まったく自由を奪われたのであった。前田は、その輸送途中の逃走を防止する方法について、具体的に提言していた<sup>6)</sup>。この記述は奴隷運搬船の姿を彷彿させる。

北海地方鉱山局労務課が、昭和18年度内の北海道地区における「移入半島人労務者逃走調」を報告しているが、その人数は3,325人であった<sup>7)</sup>。これは、炭鉱に入山後に朝鮮人労働者が逃走した件に関する1つの統計である。こうした統計をさらに、日本全国の各鉱山会社の各鉱山ごとに積み上げていけば、それこそばかにならない数値が算出される。当時、鉱山労働の現場に強制連行されていた朝鮮人が、戦後に公刊した手記や自伝のなかで、数多くのそうした逃走・逃亡を話題し、証言している。

「官斡旋」によって日本に強制「連行」された李 南淳は、当時をこう回想する。

前触れもなく突然訪れた朝鮮総督府龍池面事務所（役場）の参事<sup>チヤムサ</sup>が、徴用（官斡旋）通知令状を持ってきて「行きなさい」と言うから行った。強制的やった。今すぐ来いと言うからわけもわからずついて行った。何も準備せずついて行ったら強制的に連れて行かれた。その頃は全部強制だった。その時分は相手が役所なので、逆らうことはできなかった。

金堤から直行で汽車に乗って釜山まで行った。その当時、全羅北道が全部、金堤と直結されているのかわからないけど、その車両の中にたくさんの人が集まっていた。釜山から埠頭に集められ船に乗って下関まで行った。下関から汽車に乗ってみんな各地に行ったのではないかな<sup>8)</sup>。

#### 4) 歴史的な含意

前掲、朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録』はたとえば、朝鮮人に対する「無理な皇民化の要求」を批判していた。前田が強制連行した朝鮮人労働者に対してもその要求を強いていたことは、前田『特殊労働者の労働管理』昭和18年11月

---

5) 前田 一『特殊労働者の労働管理』山海堂出版部、昭和18年、56-57頁。

6) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録』147頁。

7) 同書、660-661頁参照。

8) 神戸港における戦時下朝鮮人・中国人強制連行を調査する会編『神戸港強制連行の記録－朝鮮人・中国人そして連合軍捕虜－』明石書店、2004年、32頁。

にも記述にされているとおりであった。

同書前篇「鮮人」第3章「鮮人の訓練とその効果」第4節「皇民訓練」は、「皇民訓練指導要項並に注意」として、皇大神宮、天皇陛下、大日本帝国、忠君愛国、朋友、質素・物資愛護、静励恪勤、責任観念、克己、正直・沈着・非常訓練、強健協力、時局認識と臣道実践、などを挙げていた<sup>9)</sup>。

だがこれらは、強制連行し、奴隷的使役に狩りだした朝鮮人労働力に対する訓練指導の内容としてみると、あまりにも高邁すぎる理想条件の垂範、途方もない無理難題だった。譬えていうなら「馬の耳に念仏」であった。

a) 「天皇陛下」の項目には、「天皇陛下は国民を赤子として慈しみ給ふ」という一句があった。すなわち、当時日本帝国の臣民：国民とみなされていた朝鮮「半島」出身労働者も当然、天皇の「赤子」あつかいされるべき存在だった。しかし、つぎの「大日本帝国」の項目でもふれているごとく、朝鮮人たちが「臣民の誠忠と日本国民たるの幸福」を実際に味わっていたのであれば、さらに「責任観念」の項目に出ているように、朝鮮人に対して「逃走、職場異動の無責任なる所以を充分説明」することなど、まったく不必要な条件であったはずである。

b) 「静励恪勤」の項目には、「勤労は人の本分にして国家に対する義務なり」とあり、さらに「勤労は歓喜なり榮與なり」というナチス流標語の一句もあった。かりにそうでありえたならば、「責任観念」の項目に出ているような、朝鮮人に対する警告：「逃走上の不利益、卑怯」という文句は、やはり不必要なものではなかったか。

c) 「克己」の項目においては、「日本人の独創力」を「常に国策に添ひ国家の立場より説くこと」がとなえられ、「時局認識と臣道実践」の項目では、「大東亜共栄圏の建設と日本の使命、米英の東亜侵略史を想起せよ」と強調されている。しかし、日本帝国も朝鮮を侵略して植民地にし、その民族を塗炭の苦しみに追いやっていたのに、ずいぶん虫のいい要求を当の被害民族：朝鮮人に対しておこなったものである。

d) それでも、「我国は皇室を大宗家として仰ぎ奉る」（「天皇陛下」の項目）であり、「国体の本義、万世一系の皇位、君民一体の大家族国家」（「大日本帝国」）であるから、「我国体の世界に冠絶せる所以を充分に知らしむること」（「大日本帝国」）を、朝鮮人に対して教えこまねばならなかった。したがって、「国民は 天皇陛下を現神として又大御親として仰ぎ奉る」（「天皇陛下」）ためには、朝鮮人にも「敬神の真意」「神社参拝作法の実習」（「皇大神宮」）を習わさなければならなかった。

日本帝国主義は1910年「韓国併合」以来一貫して自己保身、立身出世のために国家と民族を売り渡した李完用ら民族反逆者、親日分子など、一部の朝鮮人を手先とし、朝鮮人民を日本の天皇に忠実はいわゆる「皇国臣民」にしたてようとする民族圧殺、同化政策をとってきた。

日本は3・1運動などの民族独立運動を弾圧しながら天皇を頂点とする地主・独占資本および軍部の支配体制を強化していったが、1930年代に入りその内部矛盾の激化によるファシズム侵略戦争を開始した。その結果日本の朝鮮民族に対する「皇民化」政策は

---

9) 前田 一『特殊労働者の労働管理』山海堂、昭和18年、76-84頁。

より露骨化していった<sup>10)</sup>。

1941年当時、第7代朝鮮総督だった南次郎はこういった。「米英を倒さざれば世界に新秩序無し、世界の新しい時代の精神と要求とを代表する日独伊3国民は共に協力して米英を倒さざれば断じて戈を収めずといふ磐石の決意である」。また、第8代朝鮮総督小磯国昭の政治理念は、日本の国体本意の透徹と道義朝鮮の建設であった。すなわち、日本の精神を朝鮮半島全域に浸透させ、2千4百万朝鮮民衆が心から骨髓まで完全に日本化させることを意味した。当時は皇国の当面の大課題であった<sup>11)</sup>。

とりわけ、日本の関係当局は、太平洋戦争期に極端な不足状態となった軍人・将兵をおぎなうために徴兵した朝鮮人兵士の抵抗に対しては、相当の恐怖を抱いていた。

朝鮮人には、あらゆる手段をつくして一方的に「完全なる皇民化」を強要しつつ、しかし、みずからはついに一度も朝鮮人を「皇国臣民」としてさえ遇することなく、不信と猜疑を抱きつづけた日帝支配者は、本土決戦という最後の土壇場まで、まさにみずからの不信と猜疑のゆえに、朝鮮人の「裏切り」すなわち抵抗に対して、実質以上に過大な恐怖を抱かざるをえなかったのである。

だから「皇民化」政策の矛盾の極点は、そうした恐怖が増大すればするほど、朝鮮人に対する狂気じみた権力支配をいっそう強化させ、ついには「戒厳令の適用」さえも「数回に亘り研究」しつつ、壊滅に瀕した日本の陸軍当局に向かっては、「情報関係将校ノ強化就中中野学校出身者ノ大量配属」を必死になって求めざるをえなかった、という事実のなかにみることができる<sup>12)</sup>。

日帝が過去に支配し植民地にした国々・地域において、日本の「国体の本義」を国定宗教的に発現させる物的施設、具体的にいいかえれば、日本の朝鮮民族に対する「皇民化」政策の象徴であった神道神社は、敗戦直後ただちに、そのすべてが破壊されたり放火されたりして塵芥と化した。そして、かつて日本が植民地として治めていた地域においては、神社施設の土台部分はこのぞいて、物的施設はむろんのこと、精神的次元における日本的信仰心が〈無に帰した〉事実を忘れてはならない。

つまり、日本の「皇室が国民の大宗家たる所以を知らしめ 天皇陛下に帰一し奉ることは日本国民たる者の誇りなることを強調すること」(前田『特殊労務者の労務管理』「大日本帝国」)は、朝鮮人〔や中国人など〕に関しては皆目意味をなさなかったことが、歴史的事実となって結果したのである。世界の宗教史上これほどまで荒唐無稽の信仰強制もなかった。というのは、大国〔帝国〕に侵略されその宗教まで強制された被侵略国が、その支配から解放されたのちも、なんらかの〈かたち〉と〈分量〉においてその大国の宗教の残滓、いいかえれば、影響をうけることはまれでなかったからである。

日本帝国のばあい、そうした宗教文化的な歴史的経過の出来事が、植民地支配地域においては形成されなかった。その点では、珍しい事例である。

なにより基本的には本来異民族で別の国家の人民として独自のすぐれた文化をもって

---

10) 朴 慶植『天皇制国家と在日朝鮮人 増補改訂版』社会評論社、1986年、10-11頁。

11) 李 鍊『朝鮮言論統制史—日本統治下朝鮮の言論統制—』信山社、2002年、459頁、468頁。

12) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、123-124頁。

いる朝鮮人に、朝鮮侵略の最高責任者である天皇の臣民としての自覚をもてという要求自体がむちゃくちゃであり、朝鮮人としても、これを理解し「皇民」の自覚を高めようとする積極的姿勢がぜんぜんなかったのはきわめて自然であった<sup>13)</sup>。

日本の天皇観の〈潜在意識の改革〉を問題にする渡邊光敏『天皇とは－神器と王権の形成・衰退－』（彩流社、2002年）は、こう主張する。

天皇の祭祀は、王権支配の論理の基礎をなすものである。その改革をとおしてこそ、日本社会における国際的人権社会が成立する。天皇と国体観の結果は過去、閉鎖的・独善的国家行動、たとえば韓国併合や日中戦争などをおこした原因である。換言すれば、日本は、天皇と神器のカリスマ：象徴からの解放、すなわち、「天皇と臣民の縦意識構造」を改革し、「国民主権の横意識構造」へ転換させることが必要である<sup>14)</sup>。

日本民族は、「地上に生ある人」を「生き神」と崇めることを他民族にまで強要し、大失敗を体験したのであった。前述、前田の前掲書における「天皇陛下」の項目には、「天皇陛下は天照大神の御心を御心として我国を統治し給ふ」という一句もあった。これを現代風に読みかえるに当たっては、「統治し給ふ」を「象徴し給ふ」に置換すればよい。実際、日本の天皇家の係累はいまなお、「天照大神の御心を御心として」信じる人々たちである。「三種の神器」はその証拠である。われわれの生息する国はそのように、自国民そのものに対しても「誤れる偶像崇拜」を強要しつづける国なのか？

## 5) 思想史的な視座

筆者は、経営倫理学の研究課題として、経営学者の展開する規範理論的志向性の問題を批判的に考察したことがある<sup>15)</sup>。また以前より、経営思想史的観点をもって、経営学者の理論的諸構想に対する厳密な分析をおこなってきた。あるいはまた、経営者の抱く経営思想に関する経済社会構造－機能的な意味を、歴史的に解明する作業にも従事してきた。

とすれば、経営思想史の研究対象に入りうる経営者の経営思想を、いわば経営「倫理」思想史にも接近する方向性が措定できるはずである。その意味では、戦前から戦後にかけて、雇用経営者：前田 一がのこしたその活動ぶりを観察し、経営思想史的な分析枠組にとりこんでその実像を学問的な分析の対象にとりあげることは、意味ある研究作業である。

経営史学会編『経営史学の二十年－回顧と展望－』（東京大学出版会、1985年）は、第1部「経営史研究の回顧」第1章「経営史学の方法」の「方法」で「企業者史」を解説した米川伸一は、こう主張していた。

1) 今後の経営史研究における経営者研究の持ち味は、経営者個人の経営思想の分析だけからは生まれえない。経営思想もまた思想であるかぎり、思想史方法論を踏まえたも

---

13) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録』163頁。

14) 渡邊光敏『天皇とは－神器と王権の形成・衰退－』彩流社、2002年、511-512頁。

15) 裴 富吉「経営学者の経営倫理的考察－満州帝国建国大学と山本安次郎－」『大阪産業大学経営論集』第3巻第3号、2002年6月。裴 富吉『マネジメント思想史－日本企業の理論と実際－』日本図書センター、2004年、第4章「戦時公社企業論の提唱－山本安次郎「満州国」事業経営論－」として転載。

のでなければならない。片手間で手がけられるようなものではない。

戦後日本の目ざましい経済成長を体験した者は誰も、そのすべてが経営者の功績だと考える者はいない。それは、無名の勤労大衆の汗によってつくり出された。しかし、企業者史の方法を発展させて、それがどのように組みこまれ記述されるのか、われわれはまだその枠組をつくりえていない。

- 0) 政治家に関して秀でた研究が現われているが、経営者に対して総合的な理解・分析を意図した作品は皆無である。経営者研究はいままでその成功の一面にまず眼を奪われて、戦略上の失敗を回顧する余裕がなかったというのが、真実である。

たとえその企業者としての人間の側面であれ、企業者の全貌を視ることは容易ではない。しかし仮に、歴史研究の利点が現象を正も負もふくめてその全体像を長期的に追求することにあるとしたら、この研究姿勢をときに自省してみることも必要である。ここでは人間の行為である以上、光とともにまた陰もあるというごく当たりまえではあるが、ときに忘れがちな姿勢を指摘しているにすぎない。

- 1) また、労働も「労働者史」として、1人の人間としてとらえなおさねばならない。つまり、彼らをささえる価値観をもふくめたこの労働者の生きざまの姿である。もちろん、それは現在の労務管理の対象となるかぎりでの労働者像とは異なるし、いわゆる労働運動史のなかの労働者でもない。むしろ誤解を恐れずいえば、「社会史」のなかの「庶民史」ともいえる<sup>16)</sup>。

本節「1) 歴史の事実と経営の思想」で筆者は、経営思想史的に視座に乗せて鹿島組の最高経営者だった鹿島守之助を分析することになれば、「人間の行為である以上、光とともにまた陰もある」ことや、「労働運動史のなかの労働者でもない……『社会史』のなかの『庶民史』」も「あるというごく当たりまえ」のことを指摘した。こうした問題意識に無縁な「社史」や「伝記」の限界は明らかであって、経営史研究の立場からの評価も留保づきのものとなるほかない。

細川嘉六『アジア民族政策論』（東洋経済新報社、昭和15年12月）は、巻末の論述をこういう段落をもって、しめくくっていた。

言ふまでもなく現在日本民族の未曾有の歴史的使命として、中国の再建問題が巨然として隆起してゐるのである。繰返して言ふ — 偉大なる民族は当然偉大なる理想を持つ。

現在アジアは未曾有の変動と興隆の過程に入つてゐる。日本民族の理想が八紘一字にあるとの主張が、大陸に現実力を発揮するがためには、断じてそれは独善的主観的主張に止るべきでなく、東亜十億の民心を収攬する客観性と具体方策を持つべきことは明瞭である<sup>17)</sup>。

21世紀になって俄然、攻勢に転じてきた中国産業経済の〈中華大国〉的な復興のきざしは、67年まえに細川嘉六の書いた文章を玩味すべき事由を生んでいる。上段の文章に若干手をくわえ読み替えれば、その含意がわかりやすくなる。下線部分が書き換えの箇所、〔

---

16) 経営史学会編『経営史学の二十年—回顧と展望—』東京大学出版会、1985年、28頁、29頁、30頁、31頁。

17) 細川嘉六『アジア民族政策論』東洋経済新報社、昭和15年、294頁。



〕内は原文である。

言ふまでもなく現在中国〔日本〕民族の未曾有の歴史的使命として、中国の再建問題が巨然として隆起してゐるのである。繰返して言ふ偉大なる民族は当然偉大なる理想を持つ。現在アジアは未曾有の変動と興隆の過程に入つてゐる。中国〔日本〕民族の理想が中華思想〔八紘一宇〕にあるとの主張が、大陸に現実力を発揮するためには、断じてそれは独善的主観的主張に止るべきでなく、東亜四十億〔十億〕の民心を収攬する客観性と具体方策を持つべきことは明瞭である。

ちなみに、1940〔昭和15〕年7月26日日本政府は、閣議で「基本国策要綱」を決定し、「大東亜新秩序建設」「国防国家体制の確立」「議会翼賛体制」などを標語にかかげた。さらに、1942〔昭和17〕年9月1日日本政府は、閣議で「大東亜省設置」を決定した。1943〔昭和18〕年5月31日、御前会議で「大東亜政略指導大綱」が決定された。

だが、そうした大日本帝国の東アジア全体支配への野望は、それほど時を経たずして完全に消滅させられた。ところが、21世紀の現段階、経済力をつけてきた中国〔中華人民共和国〕が、社会主義体制の枠組はかえようとしなない基本的な姿勢をしめしつつも、実質的には市場経済化を急進展させてきた国家運営の結果、そう遠くない日には、日本を追い抜く勢いで経済発展を遂げてきている。この事実は、本稿の論究に鑑みても意味深長である。

大日本帝国は往時において、東アジア圏支配の野望を抱き、一時期それが実現できたかにみえた。それは、大東亜共栄圏という標語に表わされた実体であった。現在の中国が、かつての中華帝国に相当する政治・経済的圏域を、形成できるかどうかまだ不確実ではある。しかし、そのきざしを読みとるべき努力が不可欠である。要は、20世紀に失敗した日本の試みが、21世紀の中国によって成就するかどうか、ある意味では注目されるのである。

ここでは、資本家・経営者からの利害・立場を忠実に守護する体制派人士として、戦前・戦中・戦後を活躍してきた「雇用経営者としての前田 一」の立脚していた「20世紀日本の労使関係の〈磁場〉」が、つぎのようなものだったことを指摘しておきたい。

日本の労使関係においては、資本のリーダーシップが強力であった。日本資本主義の後発性という事情から、まず賃労働の蓄積と陶冶とが、資本のリーダーシップにおいて行なわれた。そのうえ、独占資本の形成期に明らかなように、賃労働の再生産さえ、労働者階級自体の手では行なうことができず、資本の温情という形態に媒介されなければならなかった。賃労働の陶冶も再生産も資本の手中ににぎられている状況では、労使の関係は一方的であり、対等の関係というより、上下の関係であった。したがって、労使関係の原型は、むしろ雇主を中心とする労使一体の親睦団体である、とさえ言うるであらう。ということは、この雇主の温情に抵抗するものに対しては、当然に断乎たる圧迫が加えられることになり、国家権力が積極的にこれをバック・アップする。抵抗者は抵抗をあきらめないかぎり、しだいにこのような支配機構いっさいに対する否定者へ成長する。その典型はアナーキズムである。日本の社会運動にあつては、ボルシェビズムにも左翼組合運動のなかにも、アナーキズムの色が混じっている

もちろん、御用団体は労働組合ではないし、アナーキズムはそれ自体としては労働運動ではない。しかし、日本の労使関係のなかでは、労働運動ではこの2つの極に強く牽引され、その緊張のなかで展開されてきた。西欧的な労働組合主義 (trade unionism)

が育つ基盤は、日本でははなはだ微弱であった。それを育てるだけの資本蓄積が乏しかったことも事実であるが、上述した労使関係を変革するだけのインパクトも生れてこなかった<sup>18)</sup>。

前田 一は、日本労働運動史のこのような経過模様に対して、真正面よりかつ深く関与してきた。しかも、国家の後押しをうけた体制がわの有能な働き手であって、それも東京帝国大学法学部を卒業し管理職となって大活躍した実績を、前田は歴史的に挙げてきた。経営思想史的な解釈をこの有為の人物に対してくわえるのであるから、経営学という社会科学の1領域をもってしては収まりきれないくらいの、研究すべき対象物が溢れ出てくる始末であった。

#### 6) 公害 - 環境問題と共通する戦責問題の所在

西村 肇・岡本達明『水俣病の科学』(日本評論社, 2001年)は、資本主義体制の根幹部分に逆らい、その暗部〔深部, 恥部〕を暴露しようとした大学研究者や会社勤務者が、陰湿な迫害や強烈な脅迫をうけた事実を告白している。西村 肇は元東京大学工学部教授・名誉教授であるが、「水俣病メチル水銀の謎を解くことに……30年たってしまった理由」を、こう説明するのであった。

1970年、私は全学の学生が参加できる「環境問題研究法入門」という授業を始めました。これは、公害問題の結論を学ぶのではなく、みずからの手でそれを究明していく方法と態度を学ぶことを目的にしたものでした。

水俣の魚のメチル水銀の原因を究明する実験計画を立て、研究室全体で水俣に実験に行ったのは1973年のことです。

私はその後、瀬戸内海汚染、自動車の排ガス規制など社会性の高いテーマで実証的研究を続け、それを基礎にはっきり発言をし続けましたが、私の研究と発言の恐れをなした産業界は、私を東大から追い出すよう大学に強い圧力をかけました。その結果、私が全く知らない間に、私を関西の小さな大学に移すことで話がまとまったようです。1978年のことです。……私は八木教授に呼び出され、「公害の研究はそろそろおしまいになさい。皆さんが困っている」と言われました。言外に「やるならば、大学を出てやりなさい」という迫力を感じました。

その後は、一転して「免疫の遺伝子工学」に挑戦しました。それは大変に苛酷な挑戦でした。しかし、とにかく成功して、1993年、60歳で東大を定年退職しました。そして、自由を確保するために、どこにも勤めず、自分1人でやる仕事で生計を立てることにしました。その最も大きな理由は、残念ながら中断になったこの水俣病メチル水銀の謎を解くことにあったのです<sup>19)</sup>。

本書『水俣病の科学』のもう1人の著者岡本達明は、東京大学法学部卒業後、チッソ株式会社に入社し、1970から1977年までチッソ水俣工場第1組合委員長を勤め、1990年同社を退職した人物である。著作に『近代民衆の記録7 漁民』新人物往来社、1978年、『聞

---

18) 隅谷三喜男『日本労働運動史』有信堂, 昭和41年, 253-254頁。

19) 西村 肇・岡本達明『水俣病の科学』日本評論社, 2001年, [あとがき] 330-332頁。

書水俣民衆史第1～5巻』草風館，1989～1990年がある。岡本は，こう回顧している。

「私は人間を人間と思わないチッソのやり方に直面して，どうしても企業側に立つことはできず，たった1人の大卒として水俣工場の『第1組合』に残り，組合員とともに水俣病1次訴訟の患者家族と共闘しました。「私は，チッソに籍のある1人の人間として，『工場の仕組み』をはっきり解明してほしいという患者家族の当然の願いに応える義務があると思いました」。

「さて，資料の蒐集がある程度でき，アセトアルデヒド工場の実態もよくわかってきたので，いよいよ理論的研究の仕事に取りかかることにしました。私1人ではどうしようもないので，同志を誘い，1989年，『水俣病現地研究会』をつくりました」。

「ここから研究を主導したのは西村さんであり，ここからがほんとうの旅の始まりでした。共同研究の目的もはっきり据え直しました。工場におけるメチル水銀の生成・排出から環境・生態系の汚染までの全過程の解明，つまり水俣病の科学的因果関係の解明を目的としたのです。「西村さんと私は，共同研究の中間報告を『追跡水俣病』と題して，『技術を人間』誌に1996年の9月から1998年の2月まで14回にわたり連載することができました」。

「どんな難しい仕事にも，どんな大きな仕事にも終わりはあるものです。私たちの共同研究も，遂にすべての問題を解くことに成功する日が来ました。私が心を決めたあの夏の日から27年の歳月がたっていました。私は，あまりに遅すぎたたかもしれませんが，1人の人間として，ようやく患者家族への責務を果たせたのです。これまでに，どれだけ大勢の方が応援してくれたことでしょう。その方々の助力のおかげで本書ができたのです。とりわけ私は，西村さんとの厳しくも目くるめく共同研究の日々を忘れることはないでしょう。本書は，自然科学者と人文科学の研究者との共同研究が強みを発揮した希有な例だと思えます」<sup>20)</sup>。

ここで，西村・岡本『水俣病の科学』に聞いた筆者は，かつて日本帝国の植民地朝鮮の興南に立地していた「朝鮮チッソ興南工場」を想起する。戦前日本の植民地会社「朝鮮チッソ興南工場」は，「総合化学会社」であって，石けん・化学調味料などの日用品から酢酸・硫酸などの工業用品，火薬など軍需品までつくっていた。“チッソの歴史は日本化学工業の歴史”といわれ，業界のパイオニアとして，その名は世界にも知られていたという<sup>21)</sup>。

日本の産業化過程において生じた「4大公害問題のひとつ：水俣病」に関しては，つぎの枠内のような批判がある。

「和解」の異常さ（『アサヒグラフ』1996年9月所収）

水俣病の放置，隠蔽，拡大にかかわった多くの政治家，官僚，学者，技術者は，東京大学出身である。そのような大学を厳しく監視し批判し警戒する目を，私たちは日常的に養っているだろうか。東大と聞くと半ば揶揄し半ば文句なしに頭がよいとした，かつての学歴主義を未だにひきずっていないだろうか。

20) 同書，〔あとがき〕326-328頁。

21) <http://www.fsinet.or.jp/~soshisha/koushoukan/senzen.htm> 2003年2月1日検索。

「日本人はみんな喜んで戦争し、他国を侵略した」（加賀乙彦、朝日新聞96.7.17）と指摘される日本人は異常である。中央公害対策本部設置を閣議決定する前日、「公害が発生したからと言って経済成長をゆるめるわけにはいかない」（朝日新聞、1970.7.30）と言明した佐藤首相は、異常である。

水俣病40年の歴史でとりわけ、異常と目される事態のいくつかを抽出して、その事態の克服が現在なされていないとすれば、水俣病は終わりようがないこと、少なくとも忘れてはいけなことを確認したい。

第1の異常さは、チッソが敗戦によって資産の8割を占める朝鮮チッソ興南工場を失い、水俣工場を唯一の拠点として再建を図る際に、植民地支配の労務管理を持ち込んだことである。朝鮮での労務管理の中には、水俣病と酷似する興南病の発生が含まれていた。戦争の継続という点では、エイズウイルス汚染非加熱製剤売りつくしのミドリ十字も同じで、七三一部隊の戦略方針をそのまま受け継いでいるとみなされる。ここには国家の命運を担うとした新興コンツェルンの思想が流れている。チッソは水俣漁協との協約で「平時、非常時にかかわらず国家に枢要の企業」と自らを位置づけている。第2水俣病を引き起こした昭和電工も新興財閥で、チッソとともに天皇家と縁戚関係になった幹部を擁する。

水俣病が「もはや戦後ではない」と謳った1956（昭和31）年に大発生した異常さを第2に挙げなければならない。「もはや戦後ではない」とは、大東亜戦争遂行の思想や政治経済構造から決別した新生日本の幕開けだったのか、それとも戦争の痛手から立ち直った日本帝国の再生を意味したのであろうか。いずれにしても直接には、天皇家存続と引き替えに沖縄を切り捨てた上で（アメリカ公文書館資料）、日本全体が朝鮮戦争の後方支援基地として特需景気で潤ったことが、この宣言につながったのである。

そしてチッソ水俣工場は労働災害発生率では有数の工場だった。塩化ビニルプラントの試行と建設を同時に行う無謀さとともに、その原料となるアセトアルデヒドの大増産が行われた。それと平行して1万トン級の船を横付けするための水俣湾の浚渫が大々的に始まった。水俣の人々は、革新の総評合化労連の水俣工場労働組合も含めて、工場災害での身近な人の死を嘆きながら、双手を挙げてこの事態を歓迎した。人口の3%を占めるにすぎない零細漁民の運命など、人々の眼中になかった。そして水俣病はこの零細漁民に集中した。

第4の異常、それも最大の異常さは、水俣病は患者数80数名をもって、1960年に終焉したことである。このことは以後、行政の内部で常識になった。患者の届け出がなくなったことをもって、それがチッソ城下町の、そして漁村集落のそれぞれ死活をかけた抑圧によるものであったことを毛頭考えずに、水俣病終焉説を打ち出した熊本大医学部教授徳臣晴比古論文もその常識を裏打ちした。

しかし、事の真相は水俣病はこの年に終わらねばならなかったということにある。どうしてそうなのか。その解明こそが日本の政・産・官・学の癒着構造を明らかにし、日本のバランスを回復する根治療法につながる。逆に言えばこの解明をなおざりにしたからこそ、今日のエイズ問題があり、プルトニウム問題があり、さらには世界から孤立する恐れのあるゴミ焼却—ダイオキシン大量発生放置の問題がある。

水俣病終焉の必然性は、一言で言えば、水俣病が日本の技術立国の妨げになるからである。石炭から石油への転換を迫られるエネルギー政策、自前の軽化

学工業のゼロからの育成，そしてそのために石炭化学工業設備をフル操業してスクラップ化すること，その達成にあたって水俣病の処理済みでなければならなかった。それは水俣病が伝染病ではないこと，その原因は石炭化学工業のアセトアルデヒド生成の過程で発生する有機水銀であることが判明した時点での至上命令になった。

熊本大研究班が水俣病は海水中のある種の有機水銀が原因と答申したのが，1959年の11月であった。研究班はこれから研究費が加算されて水俣病の発生機序の解明に向かう意気込みだった。ところが答申が終わったとたん，調査部会は即日解散となり，翌日池田通産大臣は有機水銀の出どころについて軽々に発言してはならないとした。園田厚生大臣が有機水銀はチッソ水俣工場が流したと声明したのは，9年後の1968年9月である。

池田通産大臣の発言以降，熊本大をのぞく原因究明の研究は尻つぼみとなる一方，チッソ水俣病工場の排水設備の完成（有機水銀排出路はこの設備を通らなかった）と患者への見舞金契約（後に裁判で無効）が，1959年暮れから1960年初頭にかけてばたばたと進み，有機水銀対策と患者補償が終わり，かくして水俣病は終焉したのである。全国のアセトアルデヒド設備はスクラップに向けて稼働し続け，チッソは大增産を続けた。この事態こそが被害者数万名におよぶ水俣病をつくりだし，1965年の昭和電工による新潟阿賀野川第二水俣病を引き起こしたのである。石炭化学アセトアルデヒド設備のスクラップ化は，1968年5月チッソを最後として終了した。園田厚生大臣の発言の日付を振り返って欲しい。

これらの間に因果関係はないとするのは異常である。国に水俣病の放置・拡大責任はないとするのはもはや異常を通り越している。

第4の異常は，人類がはじめて遭遇した疾患について，医学が早々と水俣病の定義を打ち出し，それに合わない症状は水俣病でないとしたことである。水俣病のどのような症状を行政の救済対象にするかは，行政の裁量事項であり，税金が有限であるかぎり線引きは避けられない。しかしそれはあくまで，健康悪化や生活困窮に応じた線引きであって，軽い人には当面は我慢してもらうのである。企業補償はそういうわけにはいかない。

<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Club/8570/archive0105.html>  
〔より抜粋〕。

この文章を一読すると，前田 一という有能だった会社官僚も，同じような政治経済的環境，産業社会的舞台のなかで活躍してきたという歴史的事実を教えられる。帝国主義 - 侵略戦争 - 植民地経営 - 産業経済発展 - 企業利潤発生などの相互連関は，同時並行的に何種類ものその犠牲者や弱者を生みだした。しかも，国家や企業は，彼らを踏み台あるいは食い物にしつつ，戦争の時代＝破局の終末に向かってすすんでいった。

有能なる会社官僚前田は，そうした日本帝国の歴史的な展開に即応しながら，自身の職務を忠実に遂行してきた。まず企業＝会社の利害，つぎに国家＝全体の立場，このふたつ（利益と公益）が重ねられたとき，産業人〔経済人〕としての前田の行動には，法外な権力が付与され，実地においてもそれを駆使することができた。

上掲枠組中の文章から注目したい記述を「 」内に抽出し，本稿の意図に即した文章に再構成化することにした。

- a) 「東大出身者」を先頭に「みんな喜んで戦争し、他国を侵略した」。
- b) 朝鮮窒素興南工場の「労務管理の中には、水俣病と酷似する興南病の発生が含まれていた」。日本窒素「水俣工場を唯一の拠点として再建を図る際に、植民地支配の労務管理を持ち込んだ」がゆえに、その水俣病も発生したのである。
- c) 戦後復興した日本産業経済は、「戦争の継続という点」でみなおすとき、「大東亜戦争遂行の思想や政治経済構造から決別した新生日本の幕開けだったのか、それとも戦争の痛手から立ち直った日本帝国の再生を意味したのであろうか」という疑問が投げかけられて、当然である。
- d) 日本窒素は、「零細漁民の運命など、人々の眼中になかった」し、「チッソ水俣工場は労働災害発生率では有数の工場だった」。
- e) しかし、「事の真相は水俣病はこの年〔1960年〕に終わらねばならなかった」のは、「水俣病が日本の技術立国の妨げになるからである」。
- f) 「これらの間に因果関係はないとするのは異常である。国に水俣病の放置・拡大責任はないとするのはもはや異常を乗り越えている」。

以上のような歴史的にいりくんだ関係状況をつくりだした諸因果、すなわち「侵略戦争と植民地支配」、「企業生産・労務管理体制を推進させる経済的動機」、「企業利害者集団の軽視・不在」、「経済大国 - 技術立国の絶対志向」などの輻輳した企業生産の修羅場は、まさしく、日本資本主義制諸会社が20世紀帝国主義とともにうごめいてきた舞台であった。前田 一が会社運営担当者として体験し、国家的観点において経営目的の擁護・推進に努力してきたのは、そのようにしつらえられた歴史上の舞台そのものだったといえる。

深井純一『水俣病の政治経済学－産業史的背景と行政責任－』（勁草書房、1999年）は、戦前日本における「新興財閥の電気化学工業に内在した構造的な弱点と、戦後の重化学工業化政策に冷遇された業界・企業・地域への矛盾のしわ寄せが、水俣病という形をとって表面化した」と指摘する<sup>22)</sup>。しかし、話は確実に戦前体制期までさかのぼらせて観察しなければならない。

なぜなら、戦後において公害問題の典型的な一事例を「水俣病という形」に現出させた日本資本主義体制に固有の「矛盾のしわ寄せ」の原形質は、かつての日本帝国主義の侵略 - 戦争という乱暴狼藉が進行するなかでこそ、形成されたものである。そして、それはまさきに、東アジアの各地域・各領域に対して無理難題を吹っかけ、実際に被害・惨禍をもたらしてきたのである。日本帝国主義とこれに追従あるいは提携、率先して東アジアに侵出してきた公営と私営とを問わない多くの日本事業会社は、現地に対して物的収奪をおこない、人的資源を酷使し、その経済・社会・歴史・文化・自然を破壊してきたことを忘れてはならない。

そのような権力と企業の癒着した日本の植民地主義の本質がもっともあからさまにあらわれたのは、植民地時代の朝鮮や偽「満州国」においてであったろうと思われるのだ

---

22) 深井純一『水俣病の政治経済学－産業史的背景と行政責任－』勁草書房、1999年、iii頁。

が、その実態は今日でもまだ日本では明らかにされていない<sup>23)</sup>。

日本帝国主義の最終段階、つまり日中戦争以後、とくに労働力の枯渇に苦しんだ日本国内の生産現場には、朝鮮や中国から強制連行によって調達した労働力が、あたかも奴隷：「使い捨て」人力であるかのように投入されていた。この事実は、当時における歴史的状況のなかでより明確化していく日帝の〈先験的限界の極限状態〉を、表現するものであった。戦後になって日本産業界で深刻化する公害・環境問題は明らかに、戦前 - 戦時期における日本企業の侵略的性格に通底し、共通する。

本節の最後の記述として、既述、日本政府による「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等であった方のご遺族への弔慰と重度戦傷病者の方へのお見舞い」(有効期限は、平成13〔2001〕年4月1日～平成16〔2004〕年3月31日)が公告された〈歴史的事実〉と、水俣病公害事件の〈歴史的経過〉を比較考量しておく。

当時、新日本窒素とよばれていたチッソ付属病院長細川 一が「奇病」にかかった子どもの患者4人を発見したのは、1956〔昭和31〕年のことであった。すでに1953〔昭和28〕年から、水俣湾では大量に魚が死んだり、鳥が乱舞したり、または猫が狂い死にしたりするといった例がみられた。しかし、このような異変と、この「奇病」との関係はつかめていなかった。熊本県の水産課では、工場廃水による魚介類の汚染というみかたから、工場排水の停止と漁獲禁止の処置を実行しようとしたが、会社と日本化学工業協会とは日本政府に圧力をくわえ、政府が県の処置を認めないようにしむけた。

熊本大学の医学部では、この病気の原因は、新日本窒素の工場廃水による重金属汚染であると主張していた。熊本県水産課の処置も、この立場と同じものであった。さらに、1958〔昭和33〕年に入ると、熊本大学医学部の研究班では、この病気が有機水銀による中毒であることを突きとめた。工場の付属病院では細川病院長が、アセトアルデヒド製造工程の廃水によって、猫がこの病気にかかることを突きとめたが、工場長は結果の公表を禁止し、実験を中止するように命じた。チッソは、アミン中毒説をとり、くさった魚を食べたからというように被害者の過失に責任をすりかえようとした。

1959〔昭和34〕年暮れ、会社は、患者や漁獲不能の漁民に見舞金・補償金支払いを契約したが、これには、「将来水俣病が工場廃水によることが判明しても、新たな補償金の要求はいっさいしない」という一項が入っていた。会社はこの時点でみずからの犯罪を認めていた<sup>24)</sup>。

水俣病のその後における「解決」には、さらに長い道程が記録されている。あらためてここで、指摘されねばならない論点は、こういうことである。

すでに関説したように、「公害問題の典型的な一事例〈水俣病〉」は、「日本資本主義体

---

23) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録－北海道・千島・樺太篇－』現代史出版会発行〔徳間書店発売〕、1974年、42頁。なお、経営学者の分析する満州国の実態については、裴 富吉『満洲国と経営学－能率増進と産業合理化をめぐる時代精神と経営思想－』日本図書センター、2002年も参照。

24) 昭和史研究会編『昭和史【事件】【世相】【記録】事典〔1923-1983〕』講談社、昭和59年、532頁。

制に固有の〈矛盾のしわ寄せ〉の原形質」を意味したと同時に、「かつての日本帝国主義の侵略 - 戦争という乱暴狼藉」の発揮であった。後者の乱暴狼藉は、日帝が植民地支配下においた国々・地域の民族や人びとに対しても同じか、否、それ以上の規模・程度をもって襲いかかったものでもある。

ここで、深く関連する議論をくわえておきたい。

日本政府〔総務省公示〕の「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等・遺族」に対する「見舞金ならびに弔慰金の時限立法的な支給決定」、具体的には「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等・遺族への弔慰金260万円と重度戦傷病者への見舞金400万円支給」（「本稿（その4）」参照）は、敗戦後半世紀以上も経過した21世紀を迎えてようやく、過去における日帝の罪業を不承不承認知したごとき、遅きに失した戦後処理である。それだけでない。この日本政府〔総務省公示〕は、水俣病昭和34〔1959〕年12月30日に「チッソと水俣病患者家庭互助会が見舞金契約を締結した」事実と同じ歴史的意味合いをもたせて、うけとめるべきものといえる。

水俣病については、地元大学医学部関係の研究者である原田正純が、こう述べていた。

昭和34年10月、水俣病の原因はメチル水銀中毒であることが公的に確認され、同年12月、見舞金契約が結ばれ、翌35年にメチル水銀が魚貝類から確認された。これで水俣病問題は決着した、いや、少なくとも一般にはそう受けとめられたのである。34年の見舞金契約にまことに忠実（？）に、今後水俣病の原因が工場だということが明らかになっても、補償に応じないという見舞金契約の第5条が生きたのである。臨床的にも、水俣病患者はもう発生していないと考えられた<sup>25)</sup>。

弱者の視点が欠落すると、政治や学問、そして世論までが過ちを犯すことを示唆している。人権というものはもともと、強者から弱者を守るための概念であった。したがって、医学も技術も全ての学問が弱者の立場に立つことを要請されている。

病者の側に立つということが、行政と反対の側に立つことになって、反体制などのレッテルを貼られることになるというのは、考えてみるとおかしな話である。さすがに企業の側に立つということは結果的に、同僚や先輩と反対の側に立つことになってしまう。学問の牙城である大学は研究者を権力から守ってくれるはずなのであるが、それも必ずしもそうならなかった<sup>26)</sup>。

この指摘から読みとるべき歴史的含意は、なにか。それは、遅きに失した日本政府の戦後処理であったにもかかわらず、「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等・遺族」に対する個人的次元における補償行為は、今回のその時限立法〔3年間〕によって「これで決着」、「これ以上の補償には応じない」というかたちでの〈見舞金 - 弔慰金の支払行為〉に表現したところに、読みとるべきものである。

ちなみに、2003年12月2日の新聞は、日本政府〔総務省公示〕の立法時限、具体的には「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等・遺族への弔慰金260万円と重度戦傷病者への見舞金400万円支給」に対する申請状況を、こう報道していた。

---

25) 原田正純『水俣病』岩波書店、1972年、72頁。

26) 原田正純『裁かれるのは誰か』世織書房、1996年、はじめに1 - 2頁。



立法時限の期日：2004年3月末日を目前にして、受付が開始されてから2年半が経過しているにもかかわらず、「在日弔慰金、進まぬ申請－遅すぎ？ 想定の8分の1」という状況である。対象遺族の高齢化や死亡、申請のため当時の書類を集める困難さなどが原因とみられ、「遅すぎた補償だった」との指摘もある<sup>27)</sup>。

この2003年12月2日「新聞記事」を読んだある読者（主婦、35歳）からの投書「在日弔慰金の制度生かして」がある。こういう点を指摘していた。

聞くところでは「民団には説明に行ったが朝鮮総連にはしていない」など消極的な印象を受ける。政府は残された申請期間内に広報や調査を積極的に行い、市民も事実証明のため情報提供に協力し、今も深い両国間の溝を少しでも埋めるべきだ。戦後50年以上を経て実現した補償制度が「絵に描いた餅」にならないことを期待する<sup>28)</sup>。

筆者は、総務省のホームページのなかに、「弔慰金等広報活動実施要綱」なる説明をみつけた<sup>29)</sup>。

この「要綱」は、「弔慰金等支給業務室」が取扱部署となって、2003〔平成15〕年1月10日の日付で、「1 趣旨、2 実施方針、3 実施体制、4 広報計画」をとり決めていた。また、つづけては、2003〔平成15〕年4月11日の日付で（総官業第79号別添とも付記あり）、「弔慰金等支給法広報強化月間実施要領」を記述し、さらには、「広報強化月間における国による広報活動」も具体的に説明している。

その記述・説明のなかでとくに注目すべきなのは、「民団新聞、東洋経済日報、統一日報」という在日韓国人系の「関係新聞」がとりあげられていること、さらに、機関誌や新聞などに広告記事を掲載している関係団体のなには、在日本大韓民国民団、財団法人台湾協会が挙げられていることである。

ところで、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を支持する在日外国人組織である「在日本朝鮮人総聯合会」はたとえば、1945年10月10日に創立された『朝鮮新報社』という朝鮮総聯中央常任委員会機関紙「朝鮮新報」を発行する事業体をもっている。この朝鮮新報社はさらに、『朝鮮新報（朝鮮語版）』『朝鮮時報（日本語版）』をはじめ、各種出版物を発行する「総聯の出版宣伝事業の拠点」であり、総合的印刷工場としての役割をはたしている<sup>30)</sup>。

もちろん、以上の朝鮮総聯系諸機関を日本政府総務省がしらないわけではない。つまり、同省は、在日朝鮮人総聯合会に対する情宣活動ではあえて手を抜き、この組織に所属する朝鮮人たちを「弔慰金等支給法」関係の情報に接しうる機会から故意に遠ざけている。明らかに、この国家的な行為は差別である。在日する外国人として「弔慰金等」を「支給」されるべき資格を有する人たちにかぎっていえば、「韓国」籍人であろうと「朝鮮」国籍人であろうと、なんら相違ないと断言できる。

ましてや、旧帝国主義時代に大日本帝国が起こした出来事：戦争責任に淵源をもったと

---

27) 『朝日新聞』2003年12月2日朝刊。

28) 『朝日新聞』2003年12月9日朝刊「声」欄。

29) 以下は、<http://www.soumu.go.jp/daijinkanbou/kanri/yoko.html> 参照。2003年12月10日検索。

30) <http://www.chongryon.com/japan/dantai/jigyuu.htm> 2003年12月10日検索。

ころの、在日する韓国・朝鮮人たちに対して送られるべき「弔慰金補償」の広報活動のことである。それゆえ、日本政府当局の「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等・遺族」に対する個人的次元における補償行為においては、韓国系「在日」人と北朝鮮系「在日」人を区別すべき、正当でまっとうな事由は全然ない。要は、不当な差別的対応である。

結局、水俣病という公害の問題にせよ植民地支配という侵略・戦争の問題にせよ、旧日本帝国の本質的性格においては同質同根である。しかも、植民地支配の歴史に加担した資本会社がおこした〈国際外交的な〉問題のほうが、日本国内で公害を発生させた企業経営に関して指摘される問題にくらべても、より深甚かつ重大である。

つまり、「直接原因者たる個別資本はわずかな賦課金で公害を免責され、住民との交渉には総資本の代弁者として国が登場したもので、これほど『企業国家』の性格をしめした制度もない」<sup>31)</sup>と批判されている。だが、植民地支配の歴史的展開に加担した資本会社のばあい、その戦責問題をになわず徹底的に回避しただけでなく、植民地経営をおこなった国家に過去の罪業処理を全面的に押しつけてもきた。この関係からは、「企業〔と〕国家」というよりも、「国家〔の〕企業」と表現されてよい実体をみてとれる。

実はそのとおりであって、戦前期から植民地支配地に侵出した日本の企業は、国家的使命をになわされて現地に立地され操業していたわけである。したがって、資本会社として有する本来の目的＝営利追求は、植民地を経営する帝国日本のために奉仕するものであったから、敗戦後の処理問題を日本政府に押しつけて済ませるりっぱな事由があったことになる。

皮肉なことに現代の公害は、国家独占資本主義の管理経済そのものから、発生するにいたったのである。つまり、国家という飼育係が公害という猛獣と一緒にあって、新しい犯罪を犯しはじめたのである<sup>32)</sup>。

庄司 光・宮本憲一が公害問題に関して指摘したこの論述では、「公害＝植民地侵出企業」と読みこむことが妥当である。さらに敷衍するというなら、「旧日本帝国主義の植民地統制経済そのものから発生するにいたった」、「日帝という飼育係が植民地侵出企業という猛獣と一緒にあって、侵略・戦争という〈昔からの犯罪〉を犯してきた」と記述できる。

前田 一という雇用経営者は戦前・戦時期において、会社人として旧日帝の侵略・戦争体制に積極的に関与した。敗戦後の一時期、前田は占領軍から戦犯の指定をうけるのではないかと、戦々恐々だったはずである。しかし、その心配が払拭されたのちは安心でき、敗戦後、混乱混迷した日本産業経済のなかで再び、財界活動に精を出していくことになる。

---

31) 庄司 光・宮本憲一『日本の公害』岩波書店、1975年、170頁。

32) 庄司 光・宮本憲一『恐るべき公害』岩波書店、1964年、154頁。

## VII 雇用経営者の思想的・歴史的な問題基盤

### 1) 戦時史のなかの前田 一

前田 一なる人物は、東大法科出身の雇用経営者であった。前田はその出身校の名声にたがわず、社会人の第1歩より熱心かつ誠実な管理職、「プロ (pro-) 資本家・経営者」の方途を歩みはじめた。本節は最初に、次段の文章を手がかりに考えよう<sup>1)</sup>。

会社企業官僚であった前田は、

- a) 「制度の奥にひそむ政治社会を構成する価値や原理に向かうよりは、法・制度の継受可能性の是非を問うことに関心が集中しすぎた」。
- b) 「おそらく、現実の体制構築のスピードが多くの人々の構想力を上回ってしまった」。
- c) 「つまり、構想知が法・制度の背後にある世界観や人間観ないしは政治社会の構成原理を異質の文化の所産として切り捨て、看過したことは、法・制度の選択的継受の可能性を高めはしたが、同時にある原理から出発して演繹的に制度を構想していくという知の可能性についてはこれを封殺する機能を果たした」。

サラリーマンの生活実態を描く文筆の才能に恵まれた前田は〔『サラリーマン物語』昭和3年3月、『続サラリーマン物語』昭和3年12月〕、その後、昭和戦前期において資本会社の経営者支配陣に近づけられ、いわば管理するがわの人間にくわえられた。前田は、会社企業に雇われた選良管理職として、自分が生きた時代に特有の a) 「価値や原理に向かうよりは、法・制度の継受可能性の是非を問うことに関心が集中しすぎた」人物であった。戦時体制期にいたって前田は、当時の日本経済社会が要求する企業理念の構想とその実践活動においてもやはり、その「法・制度の継受可能性の是非を問うこと」以外に関心をもたなかった。彼はその間、『職業婦人物語』昭和4年5月、『労資共存への途』昭和5年3月を、上梓する。

だから前田は、昭和の時代、「満州事変」が引き起こされ日中戦争となり、太平洋〔大東亜〕戦争まで突きすすんだ日本帝国の先ゆきを予測することよりは、会社人として自分のおかれた地位・環境のなかで指令された仕事を忠実にこなしていった。彼はその間、『時局労働読本』昭和9年1月、『新産業道読本』昭和16年1月、『特殊労務者の労務管理』昭和18年11月などの著作を公表しながら、戦争に直面した実業界に要求された任務を果敢にさばいていくのであった。

朝鮮半島の人びとを日本国内に強制連行し、戦争動員のために不足した労働力の穴埋めに調達する過程は、既述のごとく1939年9月～1942年1月「募集」、1942年2月～1944年8月「官斡旋」、1944年9月～1945年8月「徴用」という段階で進展した。そのはじめの段階、1940〔昭和15〕年12月7日に「経済新体制確立要綱」が決定した。日中戦争の開始以来、日本経済はとくに、戦争の要求する軍需物資をより経済的、効率的に生産するため体制の確立にせまられた。

「経済新体制確立要綱」の原案は、その内容をしった経済界から猛烈な反撥を食らい、

---

1) 山室信一『法制官僚の時代—国家の設計と知の歷程—』木鐸社、1984年、395頁。

その立案者集団に対して「赤よばわり」する声も上がったほどであった。この「要綱案」には《新体制》という用語がついていたが、1940〔昭和15〕年6月24日に近衛文麿が「新体制運動」を推進しはじめたこととも根本的な連関があった。以下に関連する事情を、永田正臣『経済団体発展史』（小藤書店、昭和31年）に若干説明させよう。

当時、日本政府が意図した経済体制は、それまでの自由主義に基調をおく経済の無政府制を、戦争遂行のための経済的基盤の育成を目標とする計画制におきかえ、高度国防国家の建設に対する経済的役割を確立するという点にあった。もっとも、当時問題となった資本主義の基本原則たる営利主義を否定するものではなく、また社会主義的革新でもなかった。ただ戦争目的への計画的総合を意図したものであった。

日本政府のその基本国策に対し、日本経済連盟会、日本工業倶楽部、日華実業協会、日本実業組合連合会、工業組合中央会、全国産業団体連合会、全国金融協議会の7経済団体は、経済界を代表して政府および関係機関に意見書を提出し、経済新体制に対する協力を謳うと同時に、利潤の確保についてとくに要請した。

第1に、現行の資本主義的経済機構をつうじて、戦争遂行のための生産増強を図ること。

第2に、そのかぎりにおいて企業の利潤確保を保障すること。

第3に、政府の上からする統制に代わるに、経済界内部よりする自治的統制を許容すること。

第4に、企業相互間の自由競争と経済活動の自由の原則は、新体制への協力という基本目標の範囲内で容認すること。

これらの要請は、日本政府がさきに発表した経済新体制の基本国策からみれば、経済界の自治的統制機能の活用をかなり強く主張したものであった。このことは、政府のいわゆる国策に反対したのではなく、国家の政策をして資本家的利潤の擁護により利用するためには、それを動かす機能をみずからの手ににぎる必要から出たものであった<sup>2)</sup>。

◎日本政府の意図 ……高度国防国家建設の主軸としての経済新体制は、軍備の拡充、国民生活の安定という矛盾するふたつの目的達成のために経済を動員し、その動員のための経済の計画化およびその計画の遂行を、国家権力による統制力に重点をおいて達成しようとした。

◎経済団体の主張 ……経済界内部における自主的運営により、国家目的の達成を図ろうとするものであって、自主的運営の過程をつうじて利潤の確保と、そのための経済的基盤の育成を図るという経済団体本来の役割が、その背後に一線を画していたことは当然である。

以上、当時の日本政府に対する経済団体の姿勢は、本質的に国家権力と対決し、それと闘うことを意図したことを意味しない。ただ、国家権力のなかに資本の意志を強く織りこもうとしたものであって、国家権力を全面に押しだす代わりに、それを背後におくことによって資本の立場をより有利たらしめようとしたにすぎなかったのである。

たとえば、日本経済連盟会が満州事変以来とってきた態度は、戦争そのものに反対し、

---

2) 永田正臣『経済団体発展史』小藤書店、昭和31年、149頁。

また戦争経済そのものに反対するのではなくして、戦争も統制経済も大いにけっこうだが、それをやるばあいには必ず経済界に意向にのっとり、資本の利益を擁護するという立場をつらぬいてほしいという点にあった。

日本経済連盟会は、その創立以来、物価問題、税制問題、貿易問題等に関して活発な活動を行い、また国際商業会議所の日本国内委員会を設置して国際経済問題の処理に当たるなど、わが国の総合経済団体としての活動を広く行った。だがそれは……、その性格が独占金融資本の利益代表という点にあったことからして、正しい意味での経済界の意見の代表機関ではなかった。それは独占的金融資本、いかえれば財閥の利益代表機関であり、そのような財閥を頂点とし、その下にピラミッドのように構成されている日本経済界の利益を代表するものであったのである。したがってその活動は、日本の国民経済全体としての発展にどれだけ寄与したかは、もちろん多くの疑問を残すところであろう<sup>3)</sup>。

以上、永田正臣『経済団体発展史』昭和31年は、戦時体制期において「独占金融資本の利益代表」、あるいは「財閥の利益代表機関」であった日本経済連盟会を、「日本の国民経済全体としての発展にどれだけ寄与したか」「多くの疑問を残す」業界組織だと理解する。しかし、筆者はそのように考えずむしろ、日本資本主義体制の利益代表機関という一点〔ピラミッドの先端組織〕においてこそ、集約的かつ実質的に実業界がわの利害を代表しえたのが「日本経済連盟会」であったとみる。

第2次近衛内閣は当時、「新体制」を唱え、経済に関しても企画院が企業の公共性を強調して利潤を確保し、計画的な経済統制を指向する「経済新体制確立要綱」を立案した。これには財界は激しく反対し、財界団体連名の意見書を提出して、利潤確保、自治的統制を主張し、要綱案に大修正を加えさせた<sup>4)</sup>。

そして戦争の進行、とくに敗戦によって生産設備等の物理的破壊が行われ、あるいは原材料が枯渇し、利潤が危うくなる段階に立ちいたって「財界」すなわち金融独占資本から「和平」「終戦」の要求が出てきた<sup>5)</sup>。

戦時体制下の日本経済は、高度国防国家体制を構築するための軍事的な協力を要請されても、実業界がわの資本主義的推進動機であり、その体制的原理である営利追求・利潤獲得が絶対的に保障されることを確認してから、はじめて本気に対応するのであった。戦争の時代に企業活動を旺盛におこないうる資本会社は、多かれ少なかれあるいは好むと好まざると問わず、「死の商人」の性格を発揮するほかない。戦争の時代、利潤の統制が叫ばれるなかでも、軍需産業に所属する会社重役たちが「酒池肉林」の乱痴気騒ぎを日夜くりひろげられたのは、けっして偶然の出来事ではなかった。

---

3) 同書、149頁、151-152頁、153頁、159頁。

4) 中川敬一郎・森川英正・由井常彦編『近代日本経営史の基礎知識《増補版》』有斐閣、昭和54年、237頁。

5) 安藤良雄『太平洋戦争の経済史的研究－日本資本主義の展開過程－』東京大学出版会、1987年、420頁。

## 2) 戦後史のなかの前田 一

さて、敗戦の1945〔昭和20〕年、前田は北炭取締役役に就任するが、1948〔昭和23〕年日本経営者団体連盟創設と同時にその専務理事になり、北炭取締役役を退いた。そして、日経連専務理事を退任するのは、1969〔昭和44〕年3月だった。同年の2月、日経連は日経連能力主義管理研究会編『能力主義管理―その理論と実践―』（日本経営者団体連盟弘報部）を公刊する。32年後に本書の復刻新装版が再刊（日経連出版部、2001年）された点は、すでに言及した。

日経連出版部は、『能力主義管理』復刻新装版の刊行に当たって、こう謳っていた。

今日、日本企業は業績主義、成果主義に向けてさまざまな人事制度改革に取り組んでいます。本書の理念と構想が依然、その根幹を支えているといわれています。研究者、実務家の皆様には、日本企業の人事戦略やその経営活力の源泉を知る好個の文献資料としてご活用いただけるものと存じます（日経連出版部「『能力主義管理』復刊のご案内」2001年4月17日付）。

1969〔昭和44〕年当時、日本企業における「年功序列的・学歴中心的・集団主義的な人事管理体制」が批判され、この能力主義ないしは実力主義にもとづく人事管理体制が叫ばれた。だが、本書『能力主義管理』はいまや能力主義さえ超えて、「業績主義・成果主義・発揮能力主義が強調される今日の視点からみても、批判にたえうるものである」（同上添付の宣伝文書、山田雄一明治大学学長「『能力主義管理』を推す」とまで称賛され、再刊の運びとなったのである。

経営者団体の発行する書物のことであるからには、会社の業績向上に実践理論的に貢献する文献として評価されねば「一銭の価値」もない。この観点を理解し、『能力主義管理』昭和44年をうけとめるべきである。1969年の段階〔高度経済成長時代〕では、個々の従業員に関する業績・成果管理に備えて、能力主義・実力主義が喧伝された。2001年の段階〔デフレ経済不況時代〕ではそれに対して、個々の従業員の能力・実力そのものの直接的な発揮をきびしく監視しようとする労働の条件・環境のなかで、その「能力主義」運営管理の問題が再びもちだされたのである。

学問的にみれば、人事・労務管理は「人的資源管理（ヒューマン・リソース・マネジメント）」という名称に変質してきており、現実界のきびしいそうした要求の変化を反映させている。2003年2月の時点で、「日本労務学会」はこの名称を変更する意向をしめし、会員たちに向かってその案づくりのための協力を要請している。

『能力主義管理』1969年という日経連<sup>3)</sup>の代表作は、資本主義会社経営の〔前掲、山室信一 a)の〕「法・制度の継受可能性の是非を問うことに関心が集中し」たものである。同書はまた、〔前掲、同 c)の〕「法・制度の背後にある世界観や人間観ないしは政治社会の構成原理を異質の文化の所産として切り捨て、看過し」たうえで、資本主義的な価値判断基準である営利原則・利潤追求を堅守するための指南書でもある。

注) なお、2002年5月に日経連（日本経営者団体連盟）は経団連（経済団体連合会）と統合し、日本経団連（日本経済団体連合会）となった。

営利追求の立場＝価値観・世界観は、日本資本主義体制のなかでこれまで、どのような問題を惹起させてきたか。前節でも論及があったような公害・環境問題の方面に関心を向

ければ、それが、日本伝統・従来の「人間観ないしは政治社会の構成原理」をどれほど破壊、消滅させたきたか一目瞭然である。

1948〔昭和23〕年4月12日、地方別経営者団体と業種別経営者団体とを打って一丸として日本経営者団体連盟が発足した。日経連は、その発足の当初、「総力を結集して経営権を確立し、産業平和確保と日本経済の再建に向かって不退転の努力を傾注せん」ことを誓い、「経営者よ正しく強かれ」と標語にかかげた。爾来、幾多の苦難を克服し、めざましい成果を収めつつ今日まで発展しつづけてきた<sup>6)</sup>。

### 第1回 総 会 (23・4・12) 宣 言

日本経済再建の要訣は、産業平和の確保と、生産性の高揚を企図するにある。これがためには、一面、労働組合の健全な自主的発達を遂げると共に、他面経営者が、ともどもに資本を擁護育成しつつ、堅実な企業経営の実現を計り以て労資が、経営権と労働権を相互に尊重し、夫々の職分の下にこぞって救国の事に当たらなければならない。

顧るに、終戦以来経営者が、労働運動進展の急激な時流と、経済界の変転混迷のうちに、聊か自失無策の状態に陥り、経営者本然の立場において、正常な経営権の行使に遺憾な点があったことは、否めない事実であり、我が経済再建の途上、誠に不幸にして痛恨の至りというべきである。かかる経営者の欠陥は、諸種の事情によるとはいえ、その多くはかかって、これが団結の力を欠くために理論、資料、或は対策に、無準備であったことにある。

いまや茲に、そと、世界を挙げて、政治、経済、外交に緊迫した動向を示し、うち、労働不安のなかに、外資導入を繞って経済復興の基盤を確立すべき、この重大関頭に立って、我等経営者は、志を同じうし憂いを共にして、相寄り相集い、経営者団体連合会の改組強化を計り「日本経営者団体連盟」の旗印しの下に、総力を結集して、その知識経験を動員、その熱意と勇気を振作、以て経営権を確立し、産業平和の確保と、日本経済の再建に向って、不退転の努力を傾倒せんとするものである。

「経営者よ正しく強かれ」

日本経営者団体連盟新発足に際会し、茲に宣言する。

出所) 日経連創立十周年記念事業委員会編『十年の歩み』日本経営者団体連盟、昭和33年、84頁。

日経連創立十周年記念事業委員会編『十年の歩み』(日本経営者団体連盟、昭和33年)から、日本経営者団体連盟代表常任理事諸井貫一の序文を紹介する。

経営者団体の最初の任務は、混乱し破壊された産業組織の間に、まず第1に秩序ある労使関係を設定し、労使協力によって一日も速やかに産業平和の実現を期せんと図ったのである。この願いは、十年の間に必ずしも完全に達成されたとはいえない。しかしな

6) 森田良雄『日本経営者団体発展史』日刊労働通信社、昭和33年、341頁。

がら、わが国の社会環境のうちに多少とも秩序が備わり、また発展への躍動があったとするならば、われわれの努力は皆無ではなかった。

1958年時点におけるこの日経連代表常任理事の文述は、前田 一が大正後期およびそれ以降も繰り返しかえし表明、高調してきた資本家・経営者のイデオロギー路線と軌を一にするものであった。いうなれば、完全に同一である。時代の変化や進展、とくに敗戦後、日本産業経営体の徹底的な破壊状態、そして、朝鮮戦争〔隣国の不幸〕の勃発による〔踏み台にした〕日本社会経済の起死回生を経て、「もはや戦後ではない」といわれてから2年後、資本家・経営者団体の長は、ある程度の自信をもって所信を表明できたことになる。

日経連『十年の歩み』の巻末「事務局機構及職務分掌一覧（昭33. 3. 現在）」は、この組織の頂点に座する専務理事、前田 一と松田正雄を上下に配置していた。日経連『十年の歩み』はまた、「労資関係」という用語を途中でつかわなくなり、代わりに「労使関係」をもって記述をおこなっている。

関連する事情を述べよう。敗戦後、占領軍当局が日本に指令した民主化政策の一環として実行され、「労働組合の結成奨励」の結果、労働組合運動の積極的な合法化が実現した。

- ・労働組合法は1945年12月22日公布、1946年3月1日施行、1949年6月1日改正。
- ・労働関係調整法は1946年9月27日公布、10月13日施行。
- ・労働基準法は1947年4月7日公布、条文ごとに2回に分けて9月1日、11月1日施行。

そのため、敗戦後において資本家・経営者がわは、労働組合とその運動に、真正面より立ちむかう必要にせまられたのである。敗戦後しばらくのあいだ、労組の攻勢に対して守勢の立場に立たねばならなかった資本家・経営者がわの苦衷は、昭和23〔1948〕年4月12日、日経連の第1回定時総会の「宣言：経営者よ正しく強かれ」という標語に、よく反映されている。つぎの表29「日経連総会の宣言・決議」に、各総会および臨時総会における日経連の意見表明や態度決定を紹介する。

表29 日経連総会の宣言・決議

総 会（日時）	◎宣言 ※決議 □態度 ○見解 ☆声明 ◇提案 △申合など
第1回総会 昭和23〔1948〕年4月12日	◎「 <u>経営者よ正しく強かれ</u> 」 「終戦以来経営者が、労働運動進展の急激な時流と、経済界の変転混迷のうちに、聊か自失無策の状態に陥り経営者本然の立場において、正常な経営権の行使に遺憾な点があった」 「我等経営者は、志の同じうし憂いを共にして、相寄り相集い、経営者団体連合会の改組強化を計り『日本経営者団体連盟』の旗印しの下に、総力を結集して、その知識経験を動員、その熱意と勇気を振作、以て経営権を確立し、産業平和の確保と、日本経済の再建に向って不退転の努力を傾倒せんとするものである」
第1回大会 昭和23〔1948〕年9月9日	◎「 <u>経営者よ経済再建の先頭に立て</u> 」 「経済危機は愈々深刻化し祖国再建のため極めて重大なる転機に直面した。今にして全国民が経済危機克服のための渾身の努力を怠らんか、遂に日本経済は最終的破局に突入するであろう」 「日経連を中心とする、全国経営者の主体的実力を結集し、救国経済再建のための主動力として、真摯旺盛なる経営者活動広く展開する」



	<p>※「<u>経営者活動の基本方針に関する決議</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済復興法の提唱</li> <li>・健全労働組合主義の高揚</li> <li>・労働関係法規の改正</li> <li>・構成団体組織の拡充強化</li> </ul>
<p>第2回定時総会 昭和24〔1949〕年4月12日</p>	<p>◎「<u>経営者よ、総力を自立経済に結集せよ</u>」  「敗戦経済の行手は苛烈なる艱難の途であることは世界の歴史が訓えるところである」  「日本経済は混乱の怒濤に流されつつも、資本の居食いと連合軍の恩恵とにより飢餓を免れ、わずかに破綻を弥縫しつつ今日に至ったことは全国民の深き反省を要することであった」  「混沌と混迷の中から愛国的経済再建を念じ、その努力を傾倒しつつある、建設的労働組合とはさらに相提携し、さらに一層の相互信頼を増進して、相共に悔いなき努力を祖国に捧げんとする決意をここに表明する」</p> <p>※「<u>労働法規改正に対する決議</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼネスト、政治スト、同情ストなどのごとき不当なる争議の禁止を明記すること。</li> <li>・生産管理、公序良俗に反する争議行為のごとき不当なる争議行為を明確にすること。</li> <li>・労働者側の不当労働行為を規定すること。</li> <li>・団体交渉の範囲を主として労働条件に限定し、その対象から事業の管理、運営に関する事項を除くこと。</li> <li>・平和義務条項を労働協約の必要記載事項とすること。</li> <li>・公益事業の争議に対しては、政府がインジャンクションを発し得ること。</li> </ul>
<p>臨時総会 昭和24〔1949〕年9月30日</p>	<p>◎「<u>経営者よ苦難突破に結集せよ</u>」  「狂奔する労働攻勢の真只中であって、われら経営者は、健全なる労資関係の確立こそ日本経済再建の基盤なることを確信し、経営権の確立のために全国的運動を展開した」</p> <p>※「<u>労組法完全実施に関する決議</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当労働行為の抑制</li> <li>・法外組合の反省要望</li> <li>・新法の解釈の統一</li> <li>・合法労働協約の締結促進</li> </ul> <p>※「<u>新労務管理の確立に関する決議</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務管理の基礎たる経営権の確立とこれが正当な行使についてすみやかに対策を樹立すること。</li> <li>・非組合員の範囲の明確化、職場秩序、服務規律の保持励行に努めること。</li> <li>・職階制の制定ならびに賃金形態の整備、合理化を図る。</li> <li>・企業経理、生産コストを基礎とする高能率高賃金の原則を樹立すること。</li> <li>・職務分析と人事考課制度を整備して職務権限を明確にし労働生産性の増進を期すること。</li> <li>・設備の改善、作業環境の整備、適正労働量の確定によって生産能率の向上を期すること。</li> </ul>
<p>第3回定時総会 昭和25〔1950〕年4月12日</p>	<p>◎「<u>インフレ収束のために強行された経済自立施策はその結果において脆弱なる日本産業に深刻なる影響を与え、国際経済への参加を許されながらも、海外情勢の不安定により、各企業ともいまや極めて苦難の途に直面している</u>」  「いまやわれら経営者は当面の難局にあって企業経営の社会的使命の重要性を痛感し、産業の危機を祖国の危機とし</p>

	<p>て、これが打開に一致団結、あくまで祖国経済再建の所信に邁進せんことを誓う」</p> <p>※「<u>経営者の相互啓発と組織強化に関する決議</u>」</p> <p>※「<u>労働協約締結促進に関する決議</u>」</p>
<p>臨時総会 昭和25〔1950〕年9月27日</p>	<p>□「<u>時局に対する経営者の基本態度</u>」</p> <p>「民主主義の仮面の下に、その跳梁を逞しくした共産主義運動が、国際事情の緊迫を背景に、愈々国際暴力革命の一翼としての本質を暴露して、その破壊的謀略と非民主的暴力による実践活動を各所に展開しつつある」</p> <p>「われら経営者は、国家と民族の盛衰を決する経済活動の万全を期する」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的立場について－民主主義の擁護と世界平和の確保を念願する。</li> <li>・労使関係について－共産党に対する社会的評価の変化によって、従来共産主義戦術に影響されることの多かった労働運動が、現在反省の段階にある。</li> <li>・企業経営について－自主的立場より企業繁栄の方途を講じ、労使共栄の基礎を形成せんとする。</li> <li>・組織強化について－以上3つの基本態度を具体化するためには経営者の組織を一層強化する必要がある。</li> </ul>
<p>第4回定時総会 昭和26〔1951〕年4月12日</p>	<p>※「<u>決議</u>」</p> <p>「いまや講和条約の締結が愈々実現の機運に向いつつあるとき、日本経済の自立を図り、世界自由国家圏の一環としての日本の地位を確立するため、わが国産業力を動員して自由諸国の生産力増強に寄与し、以て世界平和の維持に貢献することは、わが国経営者に課せられた重大責務を謂わねばならぬ。……当面次の諸点に全力を傾注せんことを誓う」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現下複雑多難なる内外諸情勢を的確に判断し、経営者の意識昂揚を期する。</li> <li>・企業の生産性向上のために、積極的に資本を蓄積し努めて冗費を節約して、設備技術の改善と経営管理の刷新を図る。</li> <li>・公正妥当なる労働協約の締結を促進し、職場愛護を基調とする労使協力関係の確立を期する。</li> <li>・職場秩序を確立し雇用および賃金の適正化を期するなど広く労務管理の改善を図る。</li> <li>・企業における教育の重要性に鑑み、技術訓練と安全管理の徹底を期する。</li> </ul> <p>※「<u>マッカーサー元帥に対する感謝決議</u>」</p> <p>「本日ここに全国各地方別、全業種別の経営者の代表が一堂に会し日本経営者団体連盟第4回定時総会を開催するに当り、われら総意をもってマッカーサー元帥に対し絶大なる感謝の意を表する次第である」</p>
<p>臨時総会 昭和26〔1951〕年10月5日</p>	<p>□「<u>講和後に処すべき経営者の基本的態度について</u>」</p> <p>「いまや講和条約の締結が愈々実現の機運に向いつつある」</p> <p>「つねに冗費を節約し資本の効率化を図り、設備技術の刷新、監督者訓練の実施、新労務管理方式の採用等の企業の合理化、近代化に極力つとめねばならぬが生産性の向上と資本蓄積推進のためには速かに金融、産業および労働等の総合施策に適切なる措置を講じ、特に現行税制に対しても根本的改革の断行を要請する」</p> <p>「われわれはこの重要な経済自立の基礎が労使関係の安定にあることを確信し今こそ労使相携えて産業日本建設の国民的使命に目覚め、互いにその立場を尊重しつつ信頼と協力の関係をさらに強化するため一層の努力を傾けんとす</p>

	るものである」
第5回定時総会 昭和27〔1952〕年4月11日	<p>※「決議」</p> <p>「6年有余にわたる占領行政も近く終りを告げ、名実ともに独立国家としての再生の途は、いままさに開かれんとしている」。</p> <p>「近時労働運動の中にはとかく安易なる解放感にとらわれ、わが国民経済の貧弱なる基盤看過し階級的政治闘争に走りために真の民主的な労働運動の発達が阻害され、しかもこの間隙を利用して極左分子の産業破壊活動がいよいよ著しくなりつつある実情は、まことに寒心に堪えぬものがある」。</p> <p>「この際われわれ経営者は独立の第1歩にあたりいよいよ民主国家における企業経営の社会的責任を自覚し、力めて民主労組の信頼と理解を深め、もって国家繁栄の基礎を確立せんことを誓うものである」。</p>
臨時総会 昭和27〔1952〕年10月16日	<p>○「独立後の労使関係に対するわれらの見解」</p> <p>「本来の労働組合活動を離れ結果的には日本共産党と何等異なるところなく、常に労使関係の安定を阻害し、社会不安を醸成せしめて来た」「ここに正常なる労使関係の樹立を祈念する立場から労働組合運動より1日も早くかかる政治的階級的闘争主義の排除を要請する」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働組合の政治闘争主義の排除について。</li> <li>・破壊活動の排除について。</li> <li>・貸金問題について。</li> <li>・労使紛争の解決。</li> </ul>
第6回定時総会 昭和28〔1953〕年4月10日	<p>☆「日本経営者団体連盟の創立5周年に当り、いよいよ経営者の同志的結束をかため、更に進んで社会の理解と支持の下に、わが国経済の繁栄と産業平和の確立を期すべく、一層の熱情と努力を傾げんとすることをここに誓うものである」</p> <p>※「決議」</p> <p>「退職給与準備金の確保蓄積を目的とする専門金融機関の設置に関する決議」</p>
臨時総会 昭和28〔1953〕年9月11日	<p>○「当面の段階に処すべきわれわれの見解」</p> <p>「米ソ2大陣営の対立の激化とこれが戦略的、経済的、思想文化的進展に目を覆うことを得ないと共に、これがわが国に対する影響の直接的且深刻なる事実の認識において決して人後に落つるものではない」</p> <p>「今やわれわれ経営者は、如何なる方途をもってその負荷する社会的義務と責任を果すことが出来るであろうか」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者は経営に専念せよ</li> <li>・経営者は国民的立場に立って企業を防衛せよ</li> <li>・経営者は企業の社会的使命の自覚に徹せよ</li> </ul> <p>◇「労使協力関係の研究に関する提案」</p>
第7回定時総会 昭和29〔1954〕年4月15日	<p>○「当面の難局に処する経営者の見解」</p> <p>「わが国経済の現状は国際終始の悪化に示される如く今や破局的危機に直面せんとしている」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営合理化の徹底</li> <li>・健全貸金の確立</li> <li>・生活の刷新</li> <li>・労使の協力</li> </ul> <p>※「厚生年金保険法の改正に関する決議」</p>
臨時総会 昭和29〔1954〕年10月13日	<p>○「現段階に処するわれわれの見解」</p> <p>「わが国経済立直しの重大使命達成のためには国民すべて</p>

	<p>が日本経済の実態を深く認識し充分なる理解のもとに総力を結集してことに当たる固い決意を必要とする」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営健全化の確立</li> <li>・闘争第1主義の排除</li> <li>・失業対策の急速実施</li> </ul>
<p>第8回定時総会 昭和30〔1955〕年4月21日</p>	<p>○「<u>現下に処するわれわれ経営者の見解</u>」 「わが国が政治的に独立してよりすでに3年を迎えたが、真に独立を裏付けるべき経済自立はいまなお達成されたいはいい得ない」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済自立のため国民の総意を結集せよ</li> <li>・政局を安定し総合施策を強力に実施せよ</li> </ul>
<p>臨時総会 昭和30〔1955〕年10月13日</p>	<p>○「<u>現情勢に処する経営者の見解</u>」 「いまや世界の大局は一応の相対的安定の方向を辿りつつあるが、東西両陣営の対立はいまなお解けず世界各国とも新たな段階に対処すべくそれぞれ国民の総意を結集している」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労使関係の安定による国民経済の繁栄</li> <li>・いわゆる平和攻勢に対する態度</li> <li>・政治力結集による政局の安定</li> </ul> <p>△「<u>中小企業労働問題に関する申合せ</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者の相互啓発について</li> <li>・経営者の連絡強化について</li> </ul>
<p>第9回定時総会 昭和31〔1956〕年4月26日</p>	<p>□「<u>新情勢に処するわれわれ経営者の態度</u>」 「戦後10余年にしてようやく安定化への段階に進みつつあるが、企業経営はもちろん国民経済の面においてもなお幾多未解決の問題をかかえている」</p> <p>第1 労使関係の正常化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的賃金制度の確立</li> <li>・労働秩序の確立</li> </ul> <p>第2 中小企業問題の重視</p> <p>第3 新たなる思想戦への対処</p>
<p>臨時総会 昭和31〔1956〕年10月11日</p>	<p>○「<u>生産性向上に対するわれわれの見解</u>」 「世界経済の繁栄をもたらしたのは国民経済の成長をはかるために各産業間に自覚ある調整が巧みになされ生産性向上への努力が着々と実現した成果であり、いまや各国とも政府労使一体となってこれが推進に真剣に努力を払っている」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者のとるべき態度</li> <li>・労働組合への要望</li> <li>・政府に対する要望</li> </ul>
<p>第10回定時総会 昭和32〔1957〕年4月18日</p>	<p>○「<u>現情勢に処する経営者の見解</u>」 「真に民主主義に徹した政治理念と労使関係の確立を期する」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済情勢の新局面への対処</li> <li>・新情勢に即する労使関係の確立</li> </ul>
<p>臨時総会 昭和32〔1957〕年10月17日</p>	<p>※「<u>決議</u>」 「将来に亘る労使関係の秩序と安定とを確保することの急務を自覚しここにつぎの点を確認する」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的昇給方式の確立</li> <li>・よき労使関係の確立</li> <li>・中小企業の態勢整備</li> </ul>

出所) 日経連創立十周年記念事業委員会編『十年の歩み』日本経営者団体連盟, 昭和33年, 84-99頁より抜粋。

抜粋。

以上、日経連が発足以来10年の足跡にとどめてきた「宣言」「決議」「態度（表明）」「見解」「声明」「提案」「申合せ」などは、先述に引照した永田正臣『経済団体発展史』昭和31年にも明述されていたごとく、資本家・経営者が、自陣営がわの利害の擁護、立場の確保、権益の高揚を狙ってくりだしてきた〈積極的な反撃・攻勢〉の一覧といえる。

永田にいわせればそれは、「政府のいわゆる国策に反対したのではなく、国家の政策として資本家的利潤の擁護により利用するためには、それを動かす機能をみずからの手ににぎる必要から出たものであった」ことになるからである。資本家・経営者団体がわの国家に対する要求や希望、期待は、戦争の時代であれ平和の時代であれ、「経済界の自治的統制の活用をかなり強く主張したものであった」点では、なんらかわるところがなかったのである。

日経連の活動は基本的に、こういうものであった。

社会保障制度は、労働者の生活を安定せしめて生産力の基礎を確立するものであるから必要だが、それは程度をこえてはならない。企業が資本蓄積を行い利潤を確保し、その上で尚余剰があれば、その限度で行うべきものであって、それをこえてはならないというわけである。大体こうした資本家的立場を「国民経済」とか「生産力の基礎の確立」とかいう全国的立場でカムフラージュしながら、社会的に納得せしめる役割を担っているのが日経連だと考えれば大した間違いはなさそうである<sup>7)</sup>。

たとえば、日経連の教育制度に対する要望の主眼は、戦後の大学においてマルキシズムおよびその実践活動が一般化し、そうした過程を経てきた卒業生が職場に出てきた結果、昔のごとく資本家の意のままには動かない。その点こそ、日経連としてもっとも遺憾な点だからである。そこで、新教育においては、もっと資本家的な立場からいつてつかいやすい人物を要請することを重視しなければならないということになる。

要するに、日経連は労働問題に対する資本家陣営の前線部隊であり参謀本部であり、また宣伝啓蒙部隊でもある。ほかの経済団体が一般に政治に対する資本家、経営者の意見の反映ということを主眼としているのに対し、日経連は直接的な実践活動のほうにおおきな比重をおいている。同会がただ単に資本家・経営者陣の大物を形式的に網羅するのをやめて、本当に第1戦のエキスパートを主体に構成しているという点に同会の生きのよさがあり、またその活動がはなばなしくもなるゆえんである<sup>8)</sup>。

前田 一「これからの経営の理念と労使関係」『労働法学会研究会報』昭和38〔1963〕年6月（財界人思想全集第5巻『財界人の労働観』ダイヤモンド社、昭和45年収録）は、日本の「労使関係の体質改善（前田提案の内容）」を記録している。この内容が提唱されてからすでに40年が経過した。前田の提言の中身は実際に、どのような結末を迎えたか。

a)「春闘批判」……前田は、日本における労使関係の戦後的特質「春闘」を、「こんな非能率な春闘騒ぎを、毎年いまだに繰り返しているというのは、まことに知恵のない話

---

7) 永田正臣『経済団体発展史』小藤書店、昭和31年、236頁。

8) 同書、237頁、239-240頁。

だ」と批判した<sup>9)</sup>。

21世紀になった今日、春闘方式としての日本の労使関係は弱体化したものの、実質においてその闘争方式は、いまだ維持されている。春闘の形式でもなければ、昨今の労働陣営は立つ瀬もないほどもっとひどい状況に追いこまれていたにちがいない。

b) 「企業別組合」 ……前田は企業別組合をとらえて、「日本の組合組織としては、日本の土壌の上に育ってきた組合であります。こんなものは外国にはない。企業の一つの運命共同体的な考え方の上に立っている」。「組合側は御用組合を作るためだ、自家薬籠中のものに組合と手なづけるための考え方だろう、企業エゴイズムに通ずるものだ、そういうことをいうのであります。しかしそんなものではない」と反論した<sup>10)</sup>。

だが、企業別組合の性格に関する「以上の危惧」は、すべて現実のものであった。「企業エゴイズム」の働きが「御用組合」の形態 - 機能のなかにうまく嵌めこまれてきたことは、たしかな事実である。会社に手なづけられてきた企業別組合の姿を、全面的に否定できる企業組合関係者はいない。日本の一流企業に勤務するサラリーマンにとって、組合幹部の階梯組織を経ることは、会社組織の高位に到達するための登竜門＝通過儀礼にさえなっていた。要は、労働組合として企業別組合＝会社組合はまさに、御用組合の役割をよくはたしてきたのである。それも、1会社内の労使双方は、企業エゴイズムという共通の利害基盤のうえに立っていたのであるから、労働組合が歴史的に生成してきた経緯に鑑みると、前田の発言はあくまで、資本家・経営者がわの一方的な主張であった。

c) 「残業問題」 ……前田は日本企業における残業の実情をとらえて、「残業をすれば、結局歩増しがそれによって増すから、今の状態の中においての時間短縮は、結局形の変ったベース・アップにすぎない」と解説していた<sup>11)</sup>。

断わるまでもない社会的な事実は、この発言から40年も経った日本の労働実態があいかわらず悲惨なことである。「残業をしなければ食えない・生活がそもそもなりたたない」、「サービス残業」、「風呂敷残業（今風にはフロッピー残業からインターネット残業へ）」、「過労死」、「過労自殺」、「リストラの嵐」などの表現は、もしかしたら、文筆力のある前田があらためて「現代サラリーマン物語」とでも題した著作に描写すべき、かっこうの企業社会的現象ではなかったか。

しかし、資本家・経営者がわ陣営にみずからの身を深く沈め、ここから対抗すべき労働者がわ陣営をみすえることが習性になった前田にとっては、もはや「現代サラリーマン事情」を描くことよりも、“財界の闘将”そのものたる自分自身の立場が優先事項であった。

前田が当時、「一般的にこれ〔時間短縮〕を適用するということは、まだ時期尚早である。こういう結論をもっております」<sup>12)</sup>といった主張は、体制がわの思惑どおりに推移してきており、労働がわには不利な状態を継続させる素因を提供したものと見える。その意

---

9) 前田 一「これからの経営の理念と労使関係」、財界人思想全集第5巻『財界人の労働観』ダイヤモンド社、昭和45年、352頁。

10) 同書、357頁。

11) 同書、361頁。

12) 同書、361頁。

味で前田は、体制がわにとって〈希有なる有為の闘士〉〈勇敢なる理論的行動派人士〉だったことになる。

以上、永田『経済団体発展史』の日経連に関する分析や、前田 一「これからの経営の理念と労使関係」における主張は、日経連の創設時から長期間、専務理事をこなし活躍してきた、いやそれだけでなく、戦前期からも大企業幹部として八面六臂の大活躍をしてきた「飛びきり〈第1戦のエキスパート〉」前田 一が、日本の資本主義体制のなかでどのように位置づけられる人物か、そのよって立つ地盤を明確に指示したものである。

### 3) 簡単なまとめ－未来の問題－

ともかく、敗戦というみじめな経験・段階を乗り越え、占領支配下の新しい経済段階に入ることになった日本の産業経営は、昭和20年代前半〔1950年まで〕の苦境を乗り越えて、昭和30年代を迎えるころには、平和経済の効果を享受しはじめることができた。そして、前田 一が日経連専務理事を退いた1969〔昭和44〕年は、その意味で象徴的な時期に達したといえる。日本経済は本格的な高度成長時代を迎え、経済大国への道に突きすすんでいった。

財界理論派闘士だった前田は、日本の会社に幹部要員として雇用され、資本主義体制のために一生懸命に働き、しかも大いに貢献できた。だが、前田ののこした仕事をその発動条件においてのみ評価するのでは、ものごとの断片：一面しか観察しないことになる。つまり、企業の業務、業界の活動を介して前田がたずさわった仕事の結果は、その歴史的経緯において、日本の産業界のなかにどのような現象を生じさせ、なにをのこしてきたかという局面まで、有機的・総合的に追跡することが不可欠である。

資本主義体制における経営労務思想としてみると、前田の仕事 - 実績は、20世紀を越えて21世紀まで足跡をとどめたとはいえる。しかし、この評価は、前田流経営「労務思想」にまつわる功罪に対する批判的論究を前提におき、なされるべきものである。

前田は戦時中、旧日本帝国や日本の産業界の利益、結局個別会社の利潤のために、中国人や朝鮮人の強制連行という歴史的な業務、いいかえれば当時日本の使命を忠実にはたしてきた人物である。

朝鮮人強制連行を要求したのは企業であったのみならず、朝鮮人強制連行の手続においても「募集」→「官斡旋」→「徴用」いずれも、国家に対する企業の申請からはじまっている。明らかに企業は、日本への朝鮮人強制連行・強制労働の出発点に当たって責任がある。国家は基本的には、企業の要求にそって、強制連行・強制労働政策を形成したのである。日本政府が企業に対して自動的に朝鮮人労働力を配当したわけではない。ここにも明確に、もうひとつの企業責任がある<sup>13)</sup>。

石飛 仁『中国人強制連行の記録』(三一書房, 1997年)は、太平洋戦争中の中国人強制連行をとらえ、「日本列島にもちこまれた三光作戦は続行された」と指弾し、しかも「戦争責任がほとんど解決されないまま、わたしたちにその役割が引き継がれている事に戦慄

---

13) 山田昭次・田中 宏編著『隣国からの告発－強制連行の企業責任2－』創史社, 1996年, 68頁, 44頁。

を覚える」と反省している<sup>14)</sup>。

宮田光雄『十字架とハーケンクロイツー反ナチ教会闘争の思想史的研究ー』(新教出版社, 2000年)は, 前田 一という人物の抱懐した「経営労務思想」を考えるに当たって, 示唆に富む記述を与えている。

歴史を織りなす素材である《政治》は, 人間の営みである。この政治の世界には, われわれ人間のさまざまな希望や願望, 不安や偏見などが流れ込む。現代史において積み重ねられた大きな罪責の事実をかえり見るとき, とられるようとする政策決定にたいして, その意図と引き起こされうる結果について, われわれすべての責任が問われている。罪責の経験は, 新しい行動の可能性に道を開く。歴史にたいして明確な責任がとられるとき, どん底の地点は, 新しい再生への転換点となるはずである<sup>15)</sup>。

前田 一の経営労務思想の「正 - 負にまたがる遺産」は, 日本国内では21世紀まで生きのびてきた, といえる。だが〈われわれ〉は, 21世紀のアジア, とりわけ東アジアに関して, よりおおきく未来展望をしなければならない時代環境におかれている。〈われわれ〉は, 前田という人物が実行しつつ抱懐した経営労務思想の真価を, あらためて問わねばならない地平に立っている。

本稿は, 近現代における日本資本主義発達史をみすえ, 前田 一という雇用経営者<sup>エムプロイド・マネジャー</sup>, この有能だった会社企業官僚の姿, いいかえれば, 日本の企業経営史のなかで「経営労務思想」を実際に具現してきた軌跡を, 経営思想史の視座よりあらためて解明してきた。ここに重ねて強調されねばならない論点は, 経営思想史から社会全体〔一般思想史〕の地平におよぶことである。こういうことである。

本来問うべき戦争犯罪・戦争責任を放置するかわりに, 植民地支配の犠牲者である韓国・朝鮮人らを戦犯として拘禁し, あるいはアジアの戦争犠牲者への補償を行わずに2国間の賠償で経済侵略を進めてゆく。そのような方法で, 今日の「派兵国家」に連なる日本の戦後体制は築かれてきた。天皇の死去, 続出する戦後補償請求, そして海外派兵。これらが一連のものとして次つぎとわれわれの目の前に現れてきたのは, 必ずしも偶然ではない。様々な“ツケ”を放置したままに歩んできた日本の「戦後」が, これら一連の問題によって, 今, 問われているのである<sup>16) 註)</sup>。

注) 脚注16の『月刊フォーラム』誌は, 前段本文で引用した田口裕史の論稿につづき, 内田雅敏「鹿島建設の戦争責任と国家犯罪ー花岡事件の現在ー」を掲載している。なお, 朝鮮人強制連行・強制労働に関する詳細な年表は, 川瀬俊治『もうひとつの現代史序説ー朝鮮人労働者と「大日本帝国」ー』ブレインセンター, 1987年, 223-342頁にある。

既述中に触れた文献, 杉原 達『中国人強制連行』(岩波書店, 2002年)を挙げ, こう語

---

14) 石飛 仁『中国人強制連行の記録』三一書房, 1997年, 173頁, 17頁。

15) 宮田光雄『十字架とハーケンクロイツー反ナチ教会闘争の思想史的研究ー』新教出版社, 2000年, 454-455頁。

16) 田口裕史「戦犯にされた韓国・朝鮮人『皇軍兵士』」『月刊フォーラム』1992年7月, 49頁。



る者もいる。中国人強制連行という個別具体的な場にかかわるなかから、帝国日本の痕跡がいまも人びとの生活を規定していることについて、その責任を問うという立場は、ひるがえってその痕跡とは〈無縁〉に生きる日本の意識状況への痛烈な批判となる<sup>17)</sup>。

戦時日本における低賃金構造の最低辺に、まさに文字どおりの〈奴隷〉としてはめこまれたのが連行された中国人であった。すなわち、当時中国人は、朝鮮人や俘虜あるいは日本の囚人以上に苛酷な条件のもとで「軍事的な苦役」に追いこまれ、動員数における比重は、必ずしもおおきなものではないとはいえ、朝鮮人の徴用制使用によって再編された全般的労働義務制の重要な要件として、戦時国家独占資本主義の低賃金構造の最低辺に据えられ、その全般的労働義務制の底辺をささえる朝鮮人労働者および日本人下層労働者の不満をそらせることによって、この制度を補強し、あたかも原始蓄積期の日本において、囚人労働の労働条件が「良民」の労働の条件を規定したように、日本労働者階級の低賃銀の死垂の役割をはたせられていた<sup>18)</sup>。

なお、連行中国人の労働条件が、同じく強制連行によって日本で酷使されていた朝鮮人労働者よりもさらに苛酷なものだった事実は、本稿中にも言及のあったことである。古庄正・田中 宏・佐藤健生他著『日本企業の戦争犯罪－強制連行の企業責任 3－』（創史社、2000年）は、ナチ時代におけるドイツ企業の強制労働責任に触れつつ、戦時期の日本企業による朝鮮人・中国人強制連行の企業責任を総括的に解説した著作である。日本がもたらした「アジアの戦争被害者の人権の回復」、「戦後補償問題の解決は21世紀の日本が避けては通れない重要な課題である」<sup>19)</sup>。

【未完：続く】

---

17) 高橋哲哉篇『〈歴史認識〉論争』作品社、2002年、174頁。

18) 加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策－全般的労働義務制の史的分析』御茶の水書房、1970年、254頁。

19) 古庄 正・田中 宏・佐藤健生他著『日本企業の戦争犯罪－強制連行の企業責任 3－』創史社、2000年同書、〔まえがき〕8頁。